

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と主旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	6
1 須崎市の状況	6
2 「第2期須崎市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	13
3 意識調査結果の概要	15
4 須崎市のこども・子育て支援の課題	27
第3章 計画の基本理念と基本的な視点	29
1 計画の基本理念	29
2 計画の基本目標	30
3 施策体系	30
第4章 こども・子育ての環境整備	31
1 教育・保育提供区域の設定	31
2 教育・保育の事業量の確保方策	31
3 地域子ども・子育て支援事業の確保方策及び確保内容	34
第5章 施策の展開	44
1 ニーズに応じた子育ての支援	44
2 母親とこどもの健康確保及び増進	47
3 こどもの心身の健やかな成長の支援	49
4 子育てを支援する環境の整備	52
5 要保護児童等へのきめ細やかな取り組みの推進	54
第6章 推進体制	56
1 計画の推進に向けて	56
2 計画の進捗状況の把握	56
参考資料	57
須崎市子ども・子育て支援会議条例	57

第1章 計画の基本的な考え方

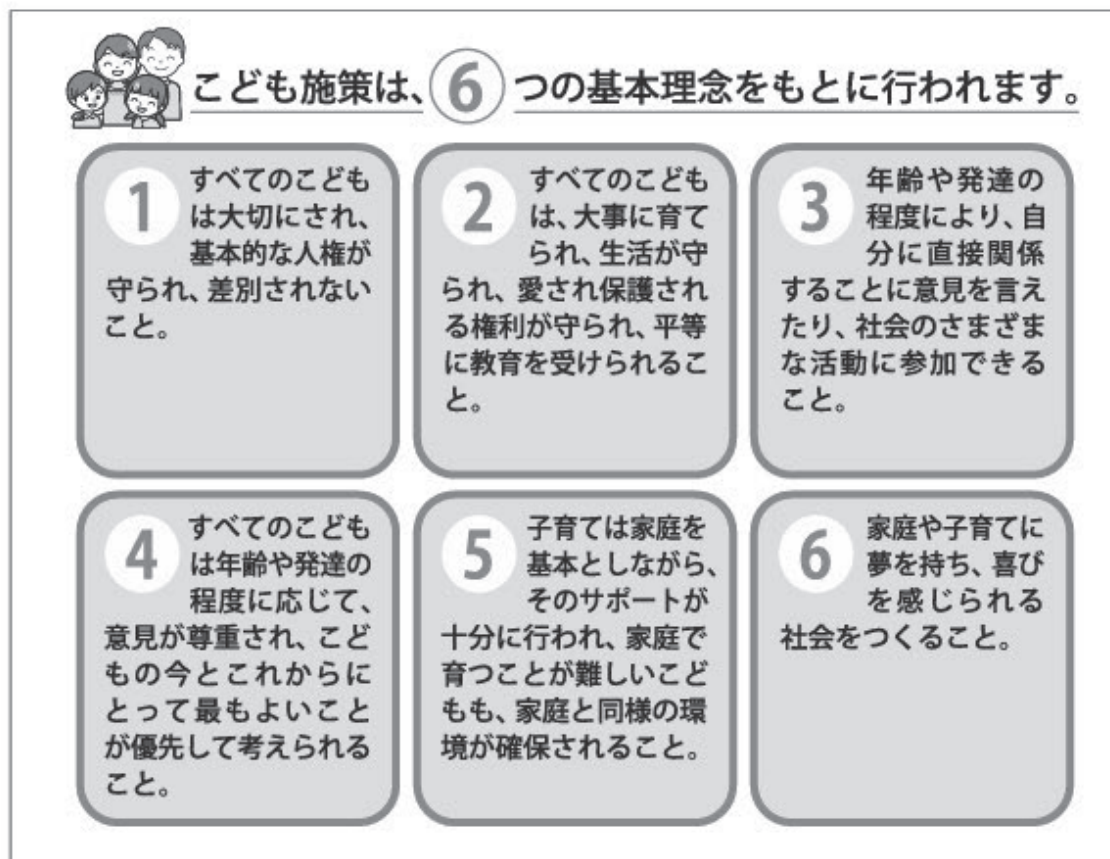
1 計画策定の背景と主旨

(1) 計画策定の背景

我が国では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。そのため、社会全体としてこども施策に取り組めるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定・施行されました。

また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

■こども基本法に定められた6つの基本理念



(2) 計画策定の主旨

今日のこども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、我が国のこども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられています。

須崎市（以下「本市」という。）でも市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期須崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全てのこどもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。

「第2期須崎市子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改正やこども・子育てを巡る国や県の動きを反映した「こどもまんなかすさき すさきっこ☆うきうきプラン(第3期須崎市子ども・子育て支援事業計画)」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」と一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「須崎市総合計画」のこども・子育て支援にかかる分野別計画



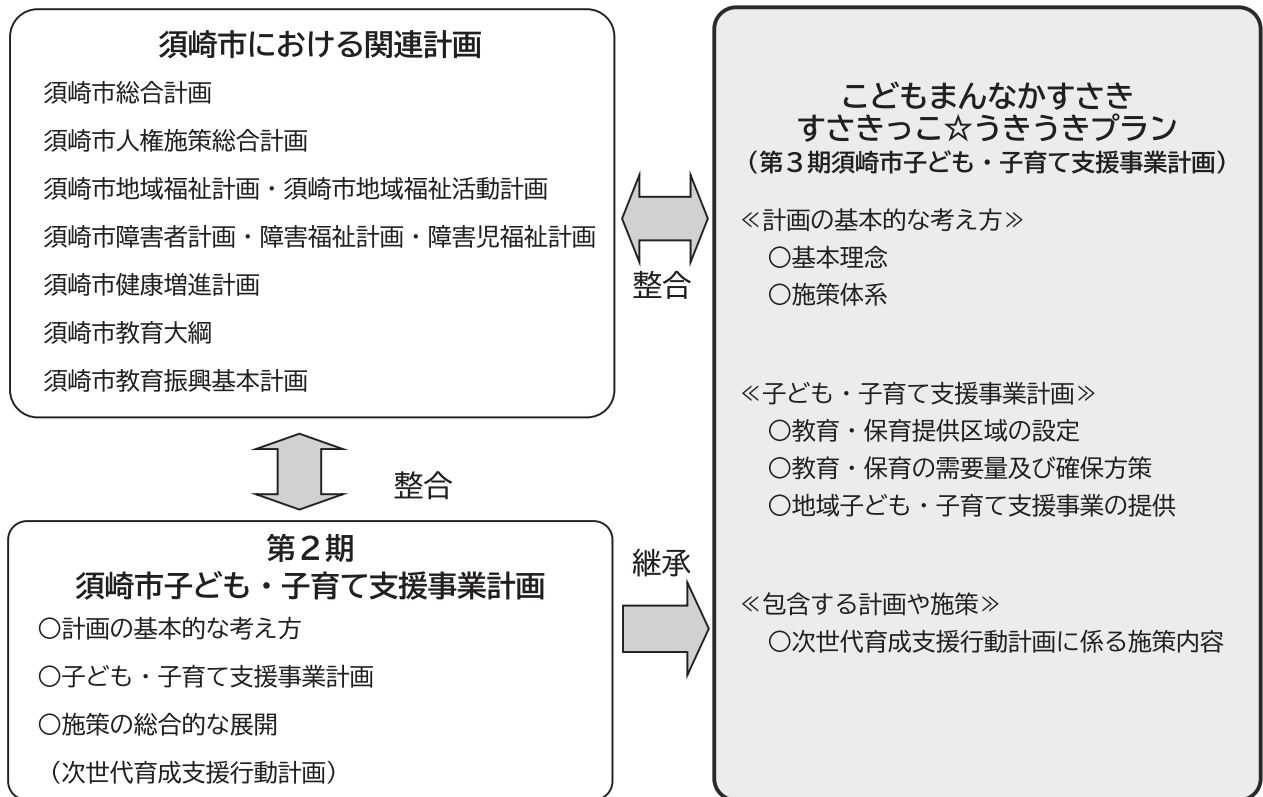
一体的に策定



こどもまんなかすさき すさきっこ☆うきうきプラン
(第3期須崎市子ども・子育て支援事業計画)

(2) 他の計画との関係

本計画は、「須崎市総合計画」を最上位計画とし、こども・子育て分野の個別計画として位置付けます。また、須崎市人権施策総合計画及び関連する福祉関係計画等と整合を図ります。

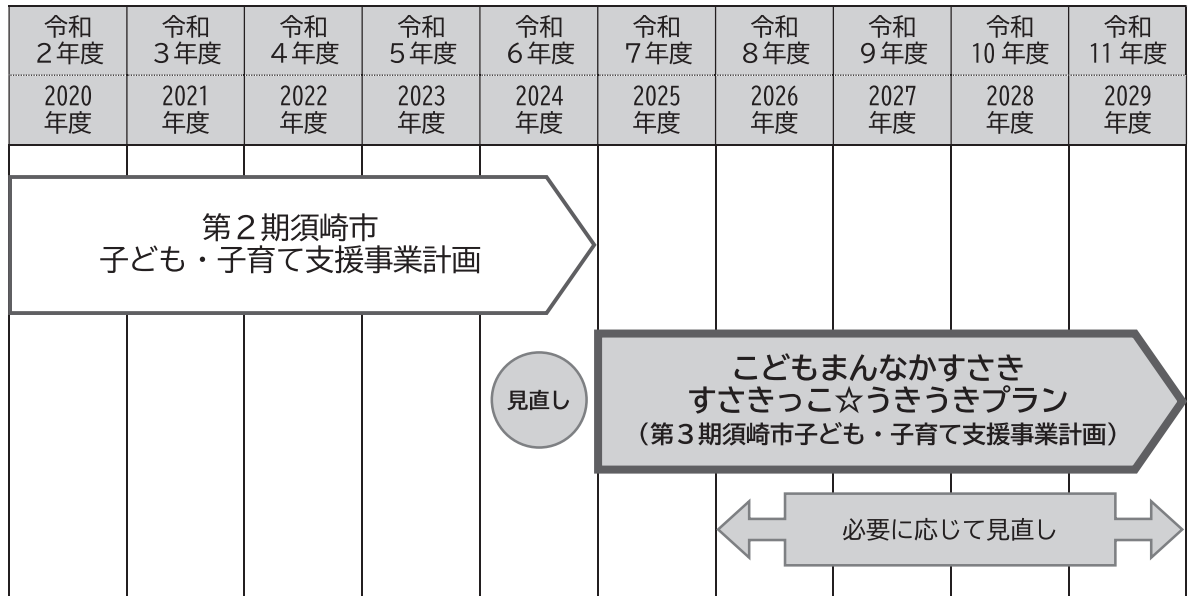


3 計画の対象

本計画の対象は、乳幼児期から青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの全てのこどもとその家庭を対象としています。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、教育・保育施設、NPOや市民活動団体、企業なども対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行います。

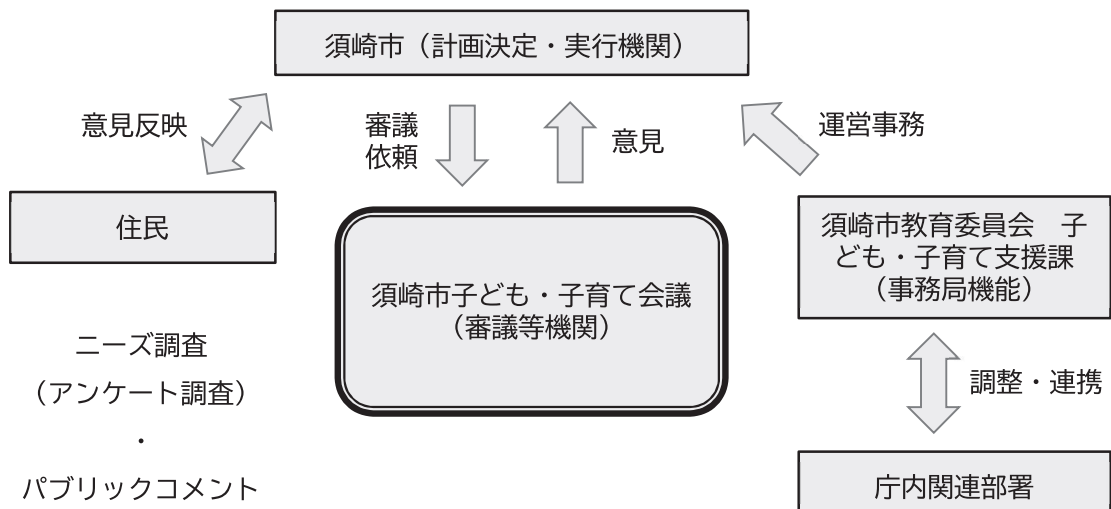


5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に定められている「須崎市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行います。

■策定体制のイメージ図



（２）子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（アンケート調査）

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的として、就学前児童の保護者及び小学生の保護者に対し、ニーズ調査を令和6(2024)年3月に実施しました。

（３）パブリックコメント

本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募り、市民の意見反映を行いました。

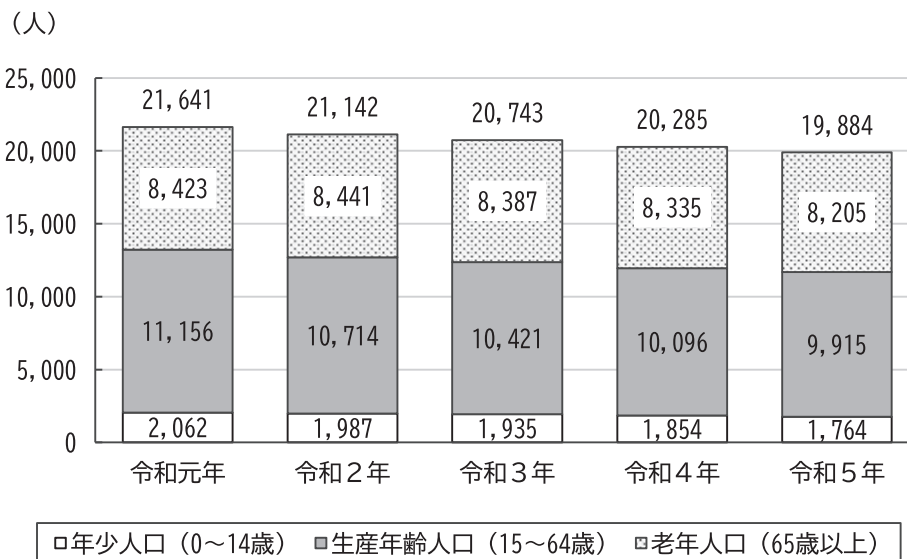
第2章 こども・子育てを取り巻く現状

1 須崎市の状況

(1) 人口等の現状

①人口の状況

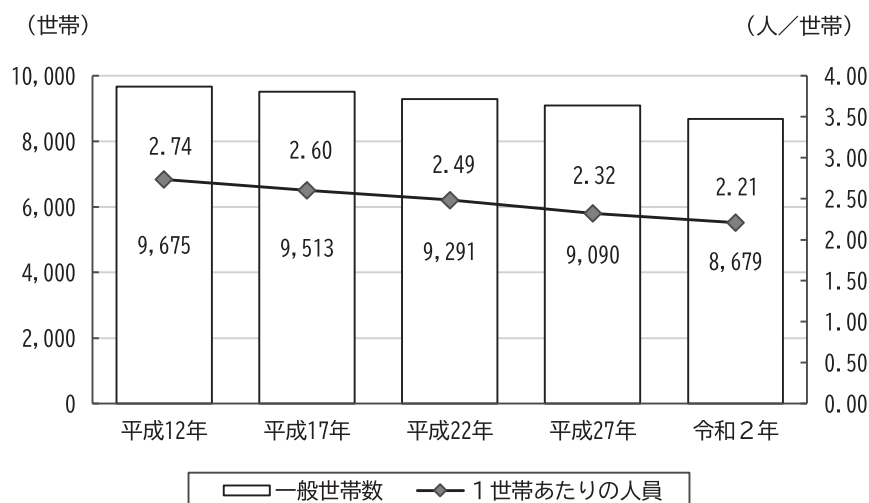
総人口が徐々に減少していく中で、年少人口（0～14歳）割合、生産年齢人口（15～64歳）割合は年々低くなる一方、老年人口（65歳以上）割合は高くなる傾向にあり、令和3年以降4割を超え、本市でも少子高齢化の進行がうかがえます。



【資料】：住民基本台帳

②世帯数と1世帯当たり人員の推移

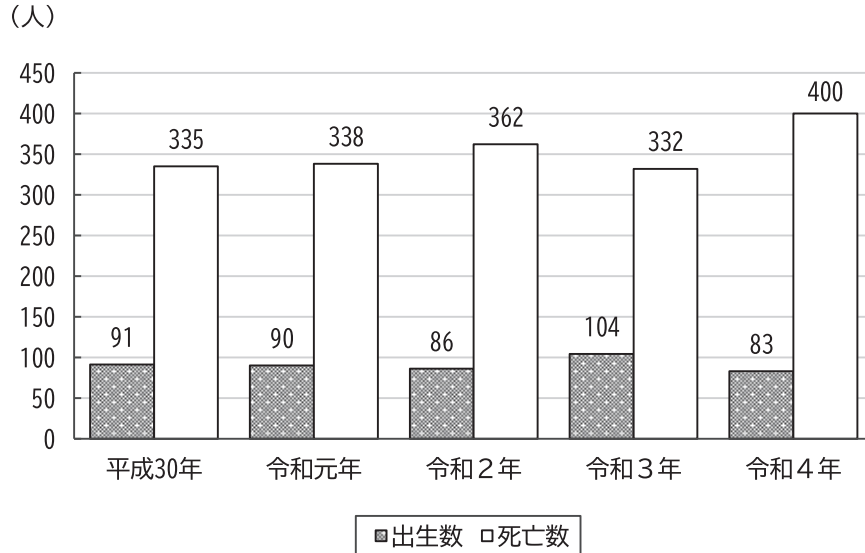
世帯数は平成12年以降減少傾向にあります。また、1世帯当たりの人員も減少しており、核家族化、少子化の影響がうかがえます。



【資料】：国勢調査

③自然動態

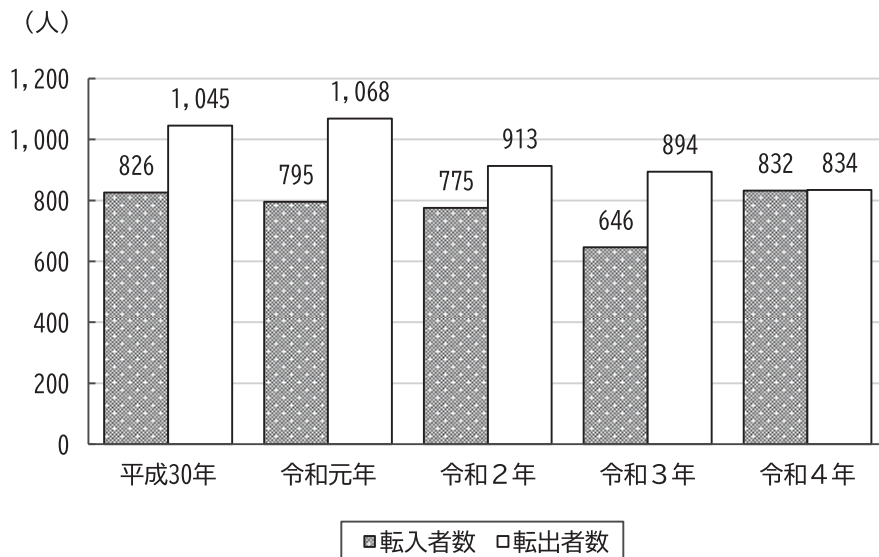
出生数をみると、微増・微減を繰り返していますが、おおむね横ばい状態となっています。死亡数についても、増減を繰り返しながら推移していますが、令和4年に前年から68人増加し400人となっています。



【資料】：住民基本台帳に基づく人口動態調査

④社会動態

転入者数は、減少傾向にありましたが、令和4年に増加に転じています。また、転出者数は、令和元年をピークに、それ以降は減少傾向にあります。

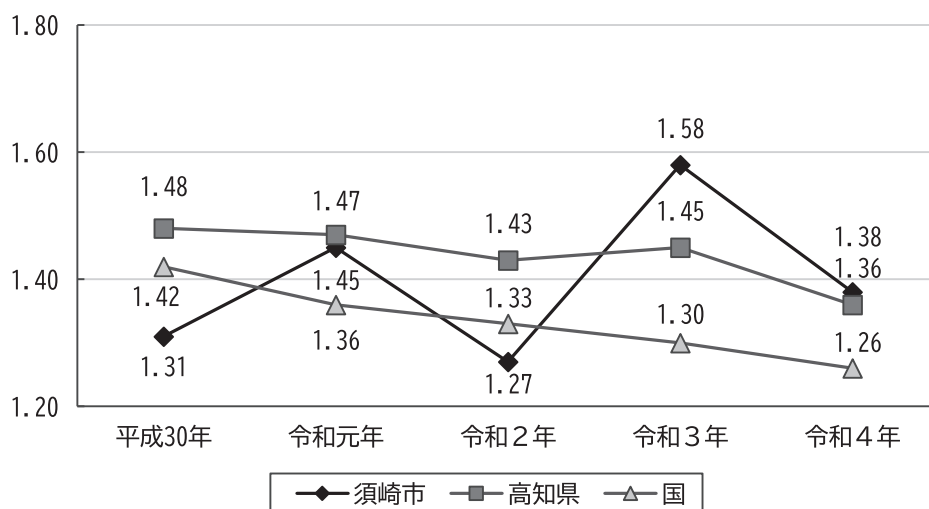


【資料】：住民基本台帳に基づく人口動態調査

（２）出生数等の現状

合計特殊出生率*

本市の合計特殊出生率をみると、増減を繰り返していますが、令和３年以降は高知県、全国を上回る値を示しており、令和４年は1.38となっています。



【資料】：須崎市の値は高知県より取得、県・国の値は人口動態調査

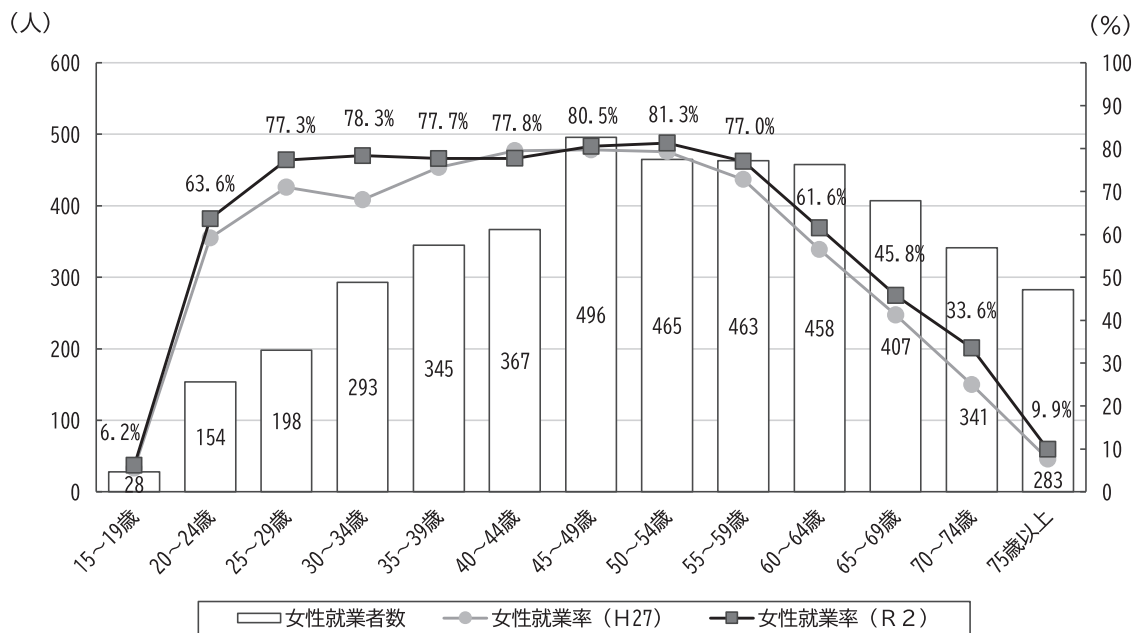
*「合計特殊出生率」とは、15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むこどもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

（３）女性の就業状況と婚姻状況の現状

①女性の就業率

女性の就業率をみると、50～54歳において最も高く、81.3%となっています。就業者数では、45～49歳が496人と最も多くなっています。

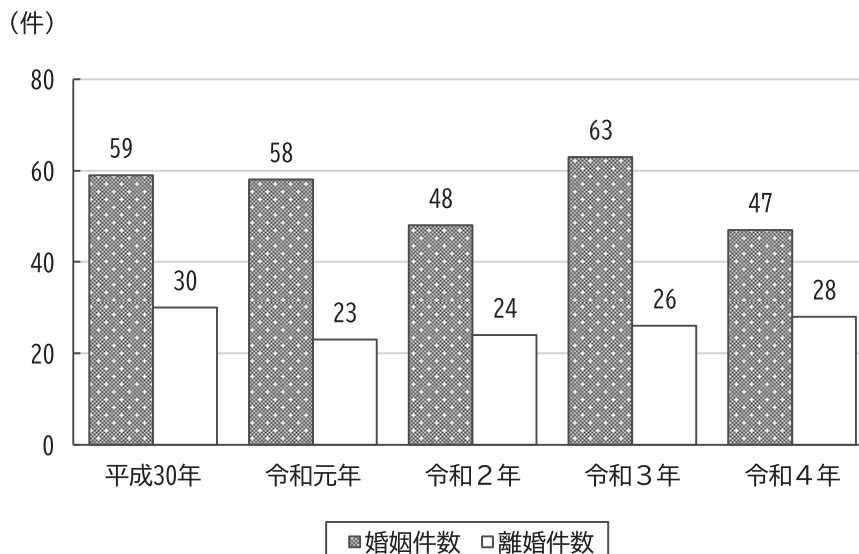
また、全国的に結婚や出産を機に仕事を離れることで就業率が下がり、折れ線グラフが『M字カーブ』を描くことが多く、本市でもその傾向がみられますが、平成27年の国勢調査の結果と比較すると、就業率は40～44歳を除いておおむね各年齢層において上昇していることがうかがえます。



【資料】国勢調査

②婚姻件数と離婚件数の推移

婚姻件数は、平成30年以降減少傾向にあり、令和3年に増加に転じましたが、令和4年に再び減少し47件となっています。また、離婚件数は、25件前後で推移しています。



【資料】：人口動態調査

（４）保育所等の状況（令和５年度現在）

①保育所の入所者数＜公立：２園 私立：５園 合計：７園＞

小規模保育事業所 私立：１園 ※広域含む

（単位：人）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
０歳	10	9	9	11	17
１歳	87	66	68	70	61
２歳	106	93	73	77	82
３歳	114	106	96	76	85
４歳	117	114	106	99	78
５歳	113	115	115	102	98
合計	547	503	467	435	421

②幼稚園の入所者数＜私立：１園＞ ※市外含む

（単位：人）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
３歳	11	4	7	5	6
４歳	8	11	4	5	4
５歳	7	8	8	4	5
合計	26	23	19	14	15

③認可外保育所＜１園＞及び事業所内保育所＜０園＞の入所者数

（単位：人）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
０歳	1	0	0	1	0
１歳	8	7	4	7	2
２歳	2	5	1	0	2
３歳	2	1	1	2	0
４歳以上	0	1	0	0	0
合計	13	14	6	10	4

（５）放課後児童クラブの現状

放課後児童クラブの施設数及び利用者数

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設数	６か所	６か所	６か所	６か所	６か所
低学年（人）	171	166	155	163	169
高学年（人）	60	63	54	62	43
合計	231	229	209	225	212

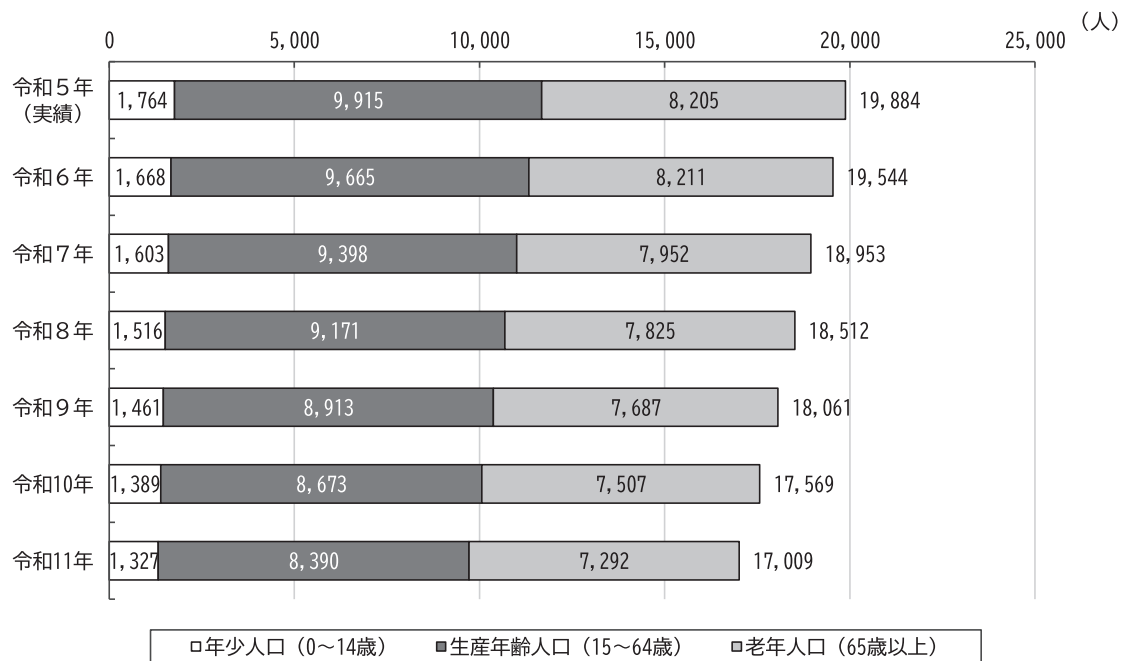
実施クラブ：あさがお児童クラブ・あそう児童クラブ・かわうそ児童クラブ・

しんじょう児童クラブ・なないろ児童クラブ・ひまわり児童クラブ

(6) 人口推計

人口推計をみると、総人口は減少傾向にあり、令和11年には17,009人となっています。また、年少人口（0～14歳）割合は1割を下回った状態で低く推移していき、生産年齢人口（15～64歳）割合は令和5年には5割を切り、更に低下する見込みとなっています。一方、老年人口（65歳以上）割合は年々高くなり、令和5年には4割を超え、更に上昇する見込みです。

少子高齢化の進行が、ますます加速することが人口推計からうかがえます。



【資料】住民基本台帳による推計（コーホートセンサス変化率法*）

*「コーホートセンサス変化率法」とは、各コーホート（同じ年又は同じ期間に産まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

(7) 人口推計（児童人口）

児童人口の推計をみると、0歳から17歳のいずれの年齢においても減少傾向にあり、令和11年には0～5歳で397人、6～11歳で523人、12～17歳で1,034人になる予想となっています。また、令和5年の実績人口と比較すると、0～5歳で約27%、6～11歳で約27%、12～17歳で約20%の減少が見込まれています。

(単位：人)

児童年齢	推計人口						
	令和5年 (実績)	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	84	76	72	68	65	61	59
1歳児	83	86	78	74	70	67	63
2歳児	92	81	84	76	72	68	65
0～2歳合計	259	243	234	218	207	196	187
3歳児	94	90	79	82	74	70	66
4歳児	85	95	91	80	83	75	71
5歳児	103	83	93	89	78	81	73
3～5歳合計	282	268	263	251	235	226	210
0～5歳合計	541	511	497	469	442	422	397
6歳児（小1）	111	105	84	94	90	79	82
7歳児（小2）	121	108	102	82	92	88	77
8歳児（小3）	124	121	108	102	82	92	88
6～8歳合計	356	334	294	278	264	259	247
9歳児（小4）	118	124	121	108	102	82	92
10歳児（小5）	128	118	124	121	108	102	82
11歳児（小6）	118	128	118	124	121	108	102
9～11歳合計	364	370	363	353	331	292	276
6～11歳合計	720	704	657	631	595	551	523
12歳児（中1）	147	117	127	117	123	120	107
13歳児（中2）	157	179	142	155	144	150	148
14歳児（中3）	199	157	180	144	157	146	152
12～14歳合計	503	453	449	416	424	416	407
15歳児（高1）	198	204	161	185	148	161	150
16歳児（高2）	289	299	309	245	277	219	239
17歳児（高3）	295	314	325	336	267	302	238
15～17歳合計	782	817	795	766	692	682	627
12～17歳合計	1,285	1,270	1,244	1,182	1,116	1,098	1,034

【資料】住民基本台帳による推計（コーホートセンサス変化率法）

2 「第2期須崎市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

(1) 教育・保育の提供体制

「第2期須崎市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の提供体制の数値目標と実施状況は次のとおりです。

■教育

		単位	第2期計画目標	実績 (令和5年度)
3～5歳、幼児期の学校教育のみ(1号認定)	幼稚園・認定こども園	人	-	6
	他市町村の施設	人	12	9
3～5歳、保育の必要性あり(2号認定)	保育所・認定こども園	人	-	0
	他市町村の施設	人	0	0

■保育

		単位	第2期計画目標	実績 (令和5年度)
3～5歳、保育の必要性あり(2号認定)	認可保育所	人	395	257
	認可外保育事業	人	0	0
	他市町村の施設	人	0	4
0歳、保育の必要性あり(3号認定)	認可保育所	人	55	15
	認可外保育事業	人	0	0
	他市町村の施設	人	0	2
1～2歳、保育の必要性あり(3号認定)	認可保育所	人	194	140
	認可外保育事業	人	0	4
	他市町村の施設	人	0	3

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「第2期須崎市子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

■地域子ども・子育て支援事業

		単位	第2期計画目標	実績 (令和5年度)
地域子育て支援拠点事業		人回／月	420	386
		か所	2	2
延長保育事業		人／年	11	22
一時預かり事業	幼稚園	人日／年	434	209
	その他	人日／年	753	716
病児・病後児保育事業		人日／年	21	3
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	低学年	人日／週	164	165
	高学年	人日／週	71	42
妊婦健診		人回／年	946	699
乳児家庭全戸訪問事業		人／年	98	61
養育支援訪問事業		人／年	127	136
子育て短期支援事業		人日／年	6	27
利用者支援事業		人回／月	85	69
		か所	1	1
ファミリー・サポート・センター事業		人／年	9	4

3 意識調査結果の概要

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、子育て中の世帯の生活実態や意見・要望などを把握するため、就学前児童（0～5歳）及び小学生（6～11歳）の保護者を対象に、ニーズ調査を実施しました。

①就学前児童

○調査対象：本市在住の就学前児童がいる家庭の保護者

○調査期間：令和6年3月7日～令和6年3月21日

○調査方法：郵送配布・回収

○配布・回収：

配布数	回収数	回収率
392 票	218 票	55.6%

②小学生児童

○調査対象：本市在住の小学生がいる家庭の保護者

○調査期間：令和6年3月7日～令和6年3月21日

○調査方法：郵送配布・回収

○配布・回収：

配布数	回収数	回収率
547 票	238 票	43.5%

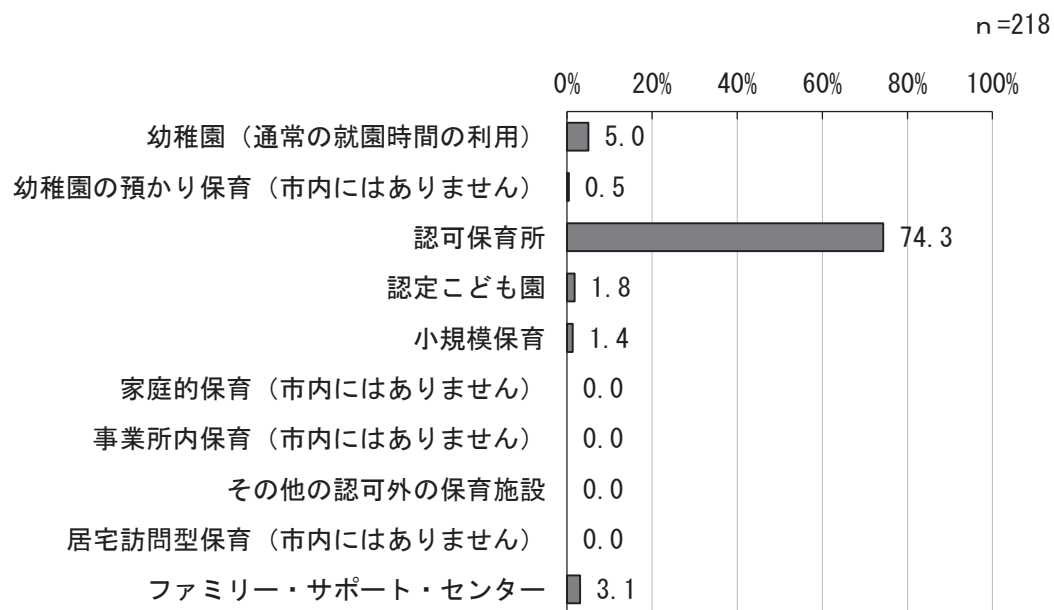
百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。

（２）調査の結果概要（就学前児童）

①お子さんの「定期的な」教育・保育事業の利用状況について

○教育・保育施設の利用状況

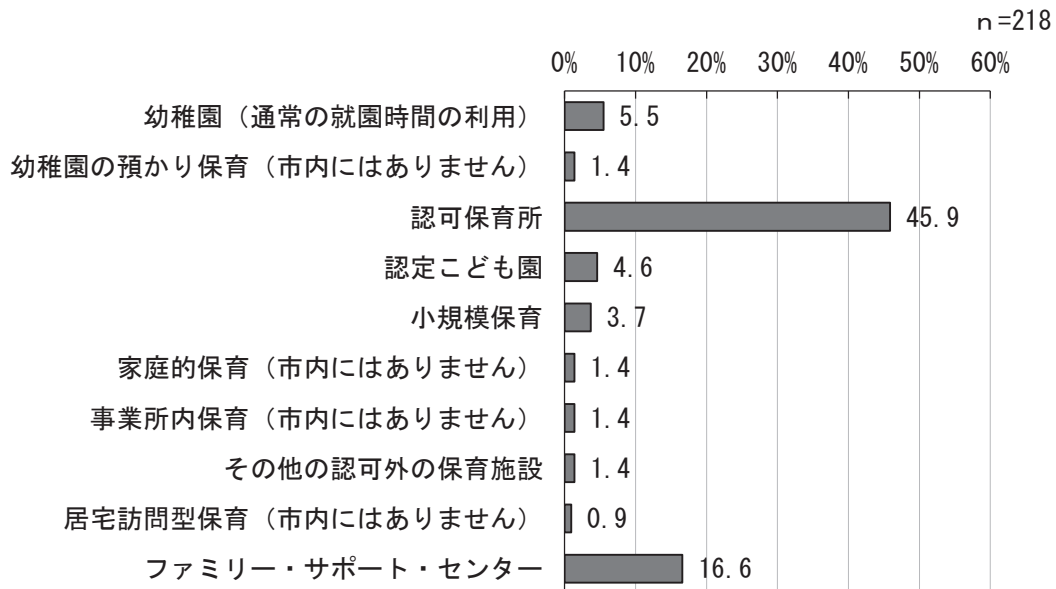
現在「定期的に」利用している施設等は、「認可保育所」が 74.3%と最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が 5.0%、「ファミリー・サポート・センター」が 3.1%となっています。



○今後の「定期的な」教育・保育事業の利用希望

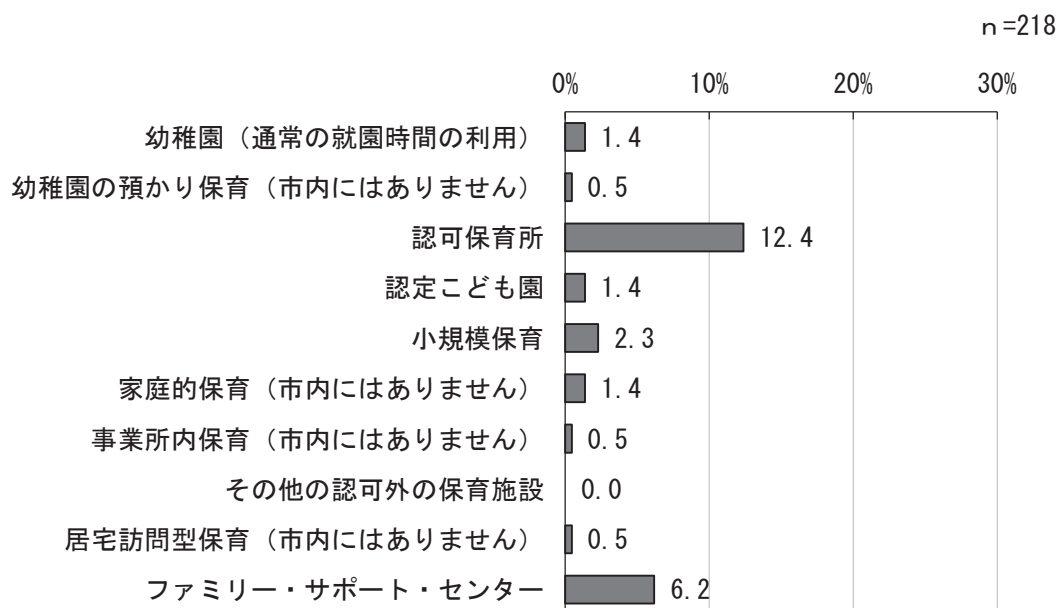
【今後の利用希望（平日）】

今後平日に利用希望の施設等は、「認可保育所」が45.9%と最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が16.6%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が5.5%となっています。



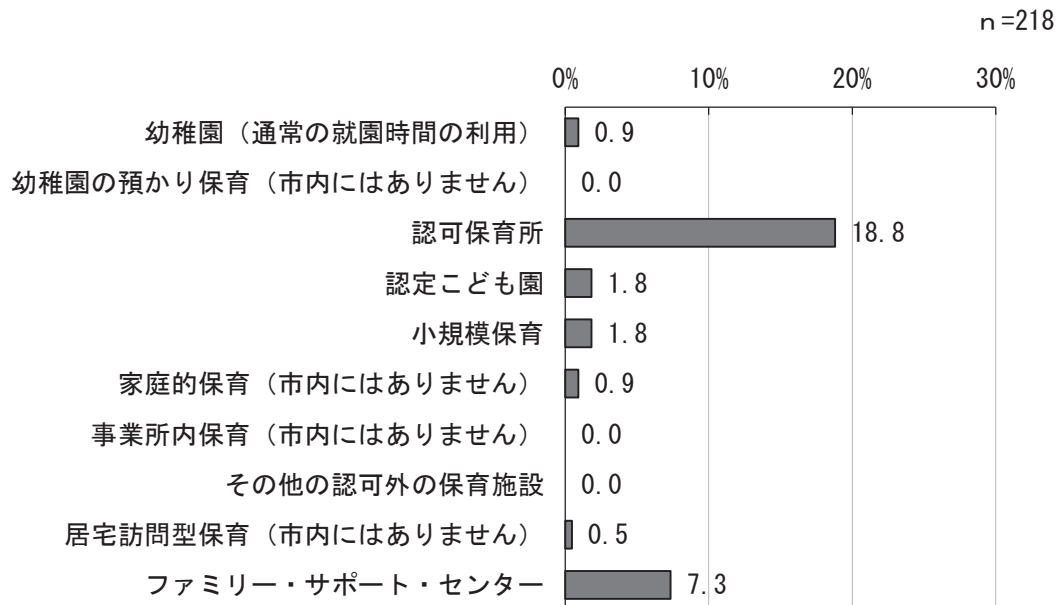
【今後の利用希望（お子さんの長期休暇期間中）】

今後お子さんの長期休暇期間中に利用希望の施設等は、「認可保育所」が12.4%と最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が6.2%、「小規模保育」が2.3%となっています。



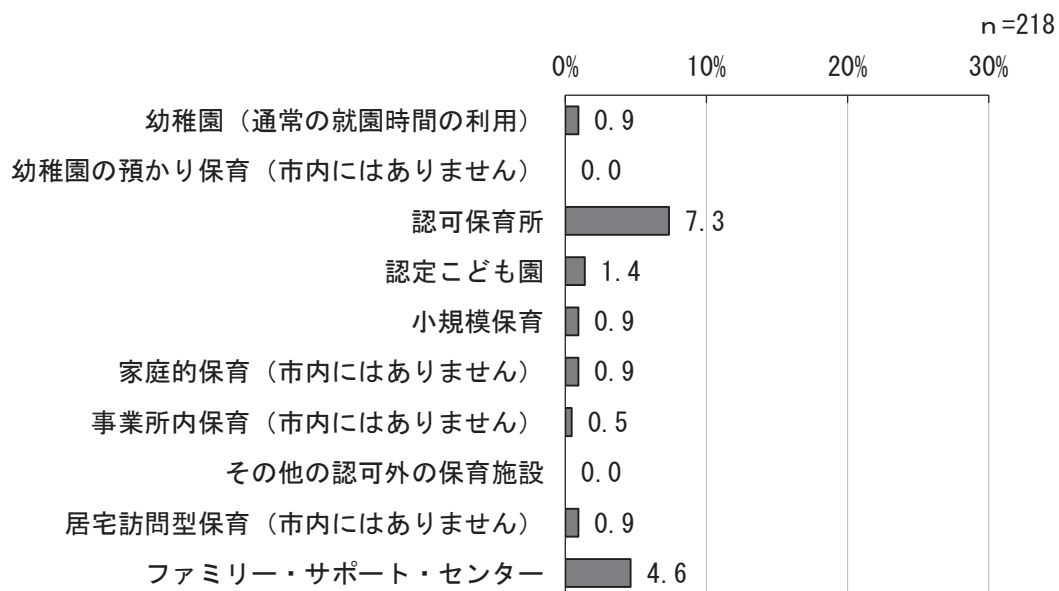
【今後の利用希望（土曜日）】

今後土曜日に利用希望の施設等は、「認可保育所」が18.8%と最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が7.3%、「認定こども園」、「小規模保育」がそれぞれ1.8%となっています。



【今後の利用希望（日曜・祝日）】

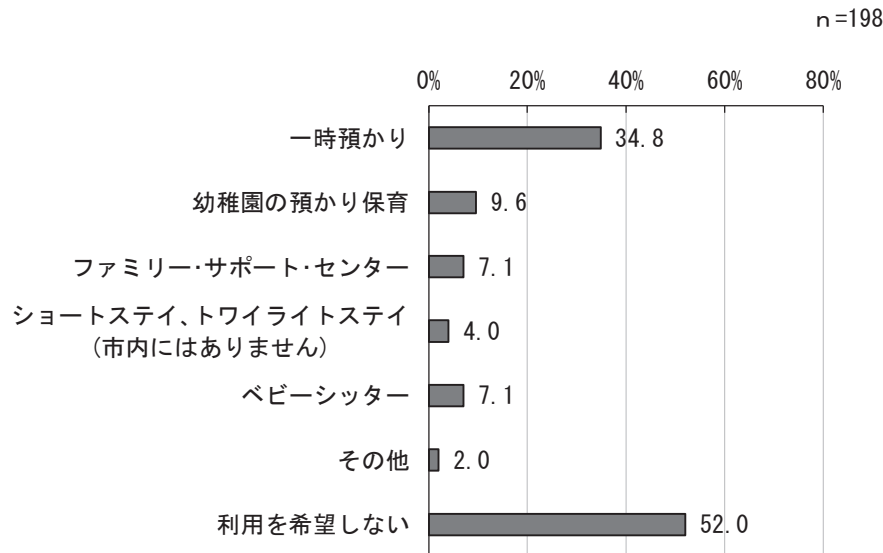
今後日曜・祝日に利用希望の施設等は、「認可保育所」が7.3%と最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が4.6%、「認定こども園」が1.4%となっています。



②「不定期的」教育・保育の利用状況について

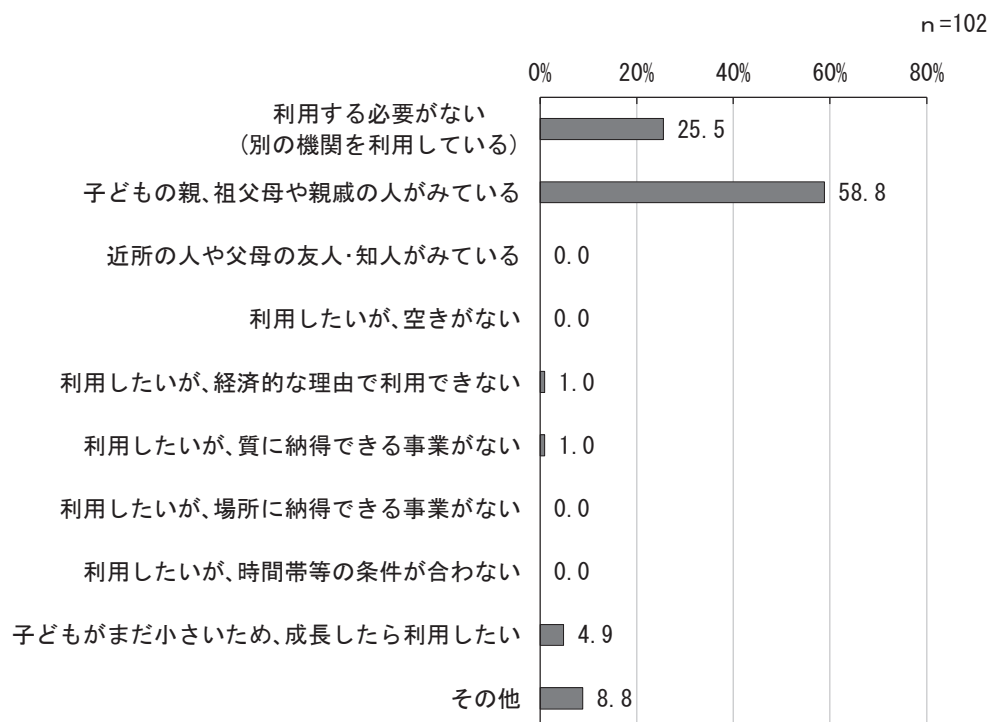
○私用、不定期的就労等の目的で「不定期的に」利用している事業

「不定期的に」利用している、又は利用したい一時預かり事業は、「利用を希望しない」が52.0%と最も多く、次いで「一時預かり」が34.8%、「幼稚園の預かり保育」が9.6%となっています。



○不定期的の教育・保育事業を利用していない理由

利用を希望しない理由は、「子どもの親、祖父母や親戚の人がみている」が58.8%と最も多く、次いで「利用する必要がない（別の機関を利用している）」が25.5%、「その他」が8.8%となっています。



③子育て支援事業の利用状況について

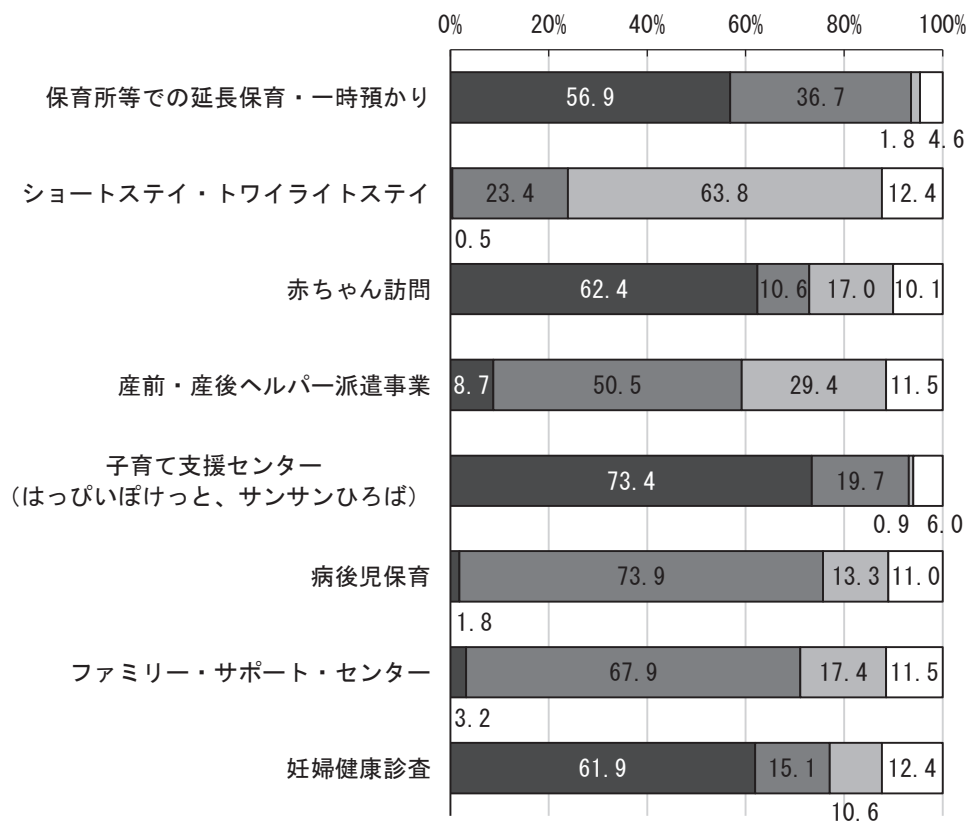
○子育て支援事業の認知度・利用状況

地域子ども・子育て支援事業の認知度・利用状況は、「利用したことがある」としては、「子育て支援センター（はっぴいぽけっと、サンサンひろば）」が73.4%と最も多く、次いで「赤ちゃん訪問」が62.4%、「妊婦健康診査」が61.9%となっています。

「聞いたことはあるが、利用したことはない」としては、「病後児保育」が73.9%と最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が67.9%、「産前・産後ヘルパー派遣事業」が50.5%となっています。

「知らなかった」としては、「ショートステイ・トワイライトステイ」が63.8%と最も多く、次いで「産前・産後ヘルパー派遣事業」が29.4%、「ファミリー・サポート・センター」が17.4%となっています。

n=218

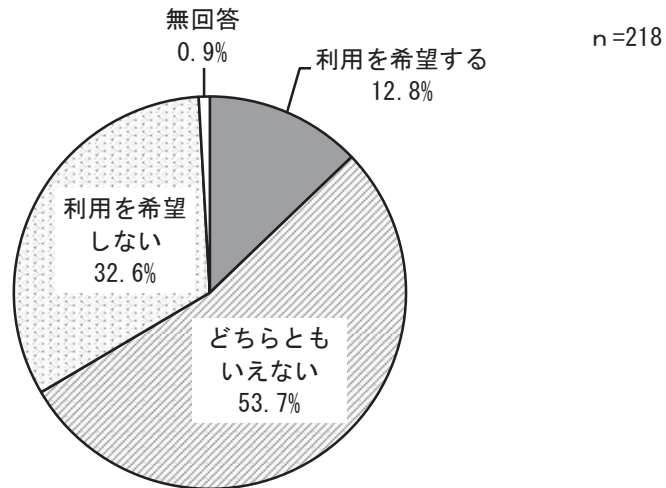


■ 利用したことがある ■ 聞いたことはあるが、利用したことはない ■ 知らなかった □ 無回答

④病気やけがの際の対応について

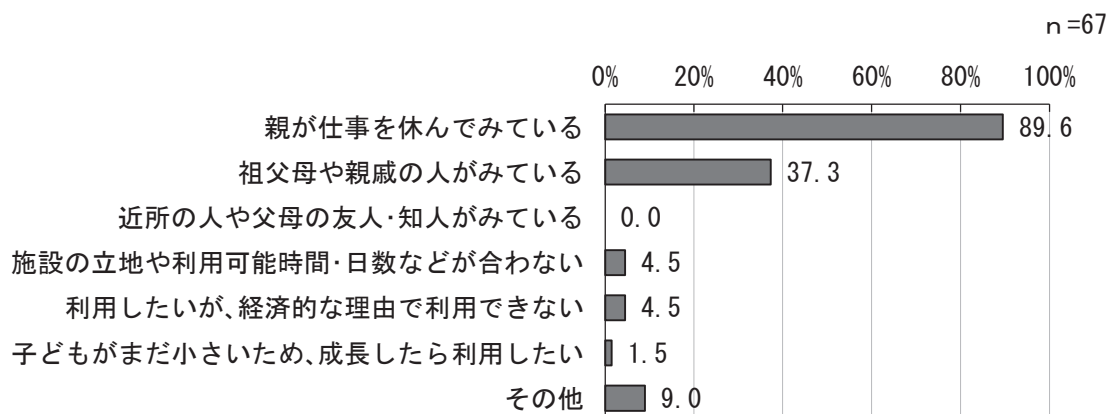
○病児・病後児保育等の利用意向

病児・病後児保育の利用意向は、「どちらともいえない」が53.7%と最も多く、次いで「利用を希望しない」が32.6%、「利用を希望する」が12.8%となっています。



○病児・病後児保育等を利用したいと思わない理由

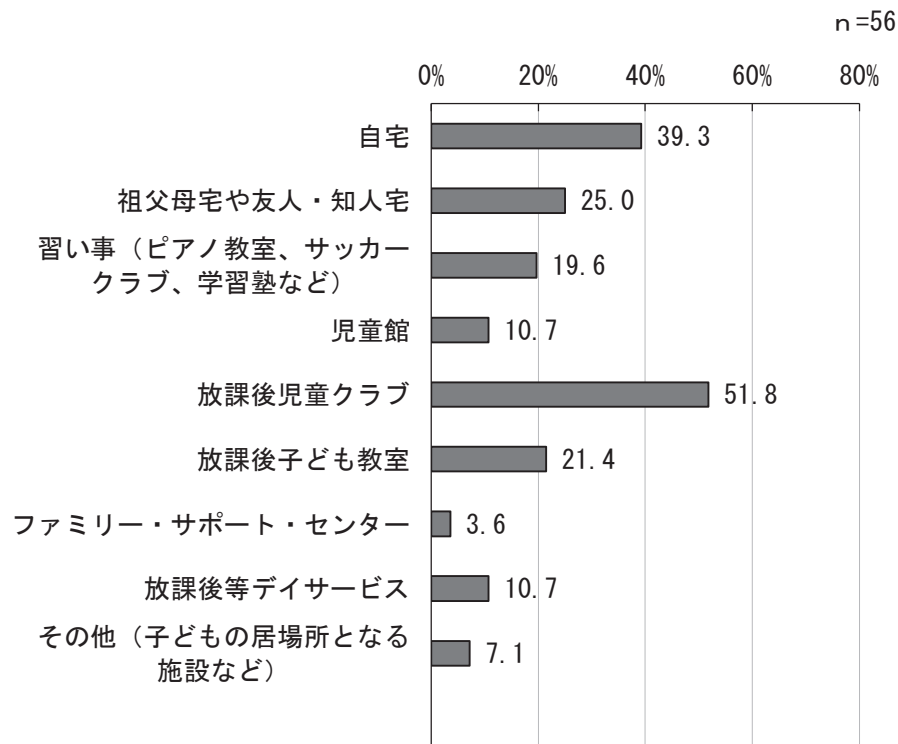
利用したいと思わない理由は、「親が仕事を休んでみている」が89.6%と最も多く、次いで「祖父母や親戚の人がみている」が37.3%、「その他」が9.0%となっています。



⑤小学校就学後の放課後の過ごし方について

【低学年の内、放課後や休日を過ごさせたい場所】

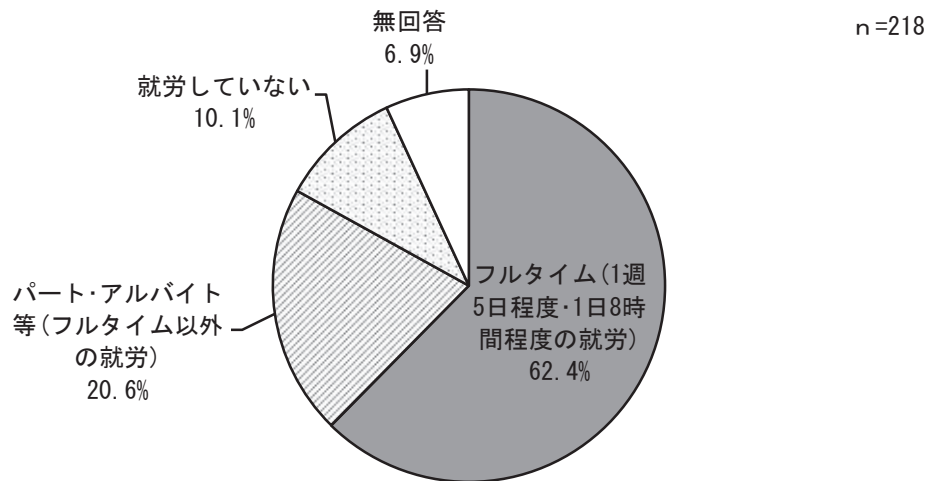
小学校低学年（１～３年生）の内、平日の学校終了後（放課後）に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ」が51.8%と最も多く、次いで「自宅」が39.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」が25.0%となっています。



⑥保護者の就労状況について

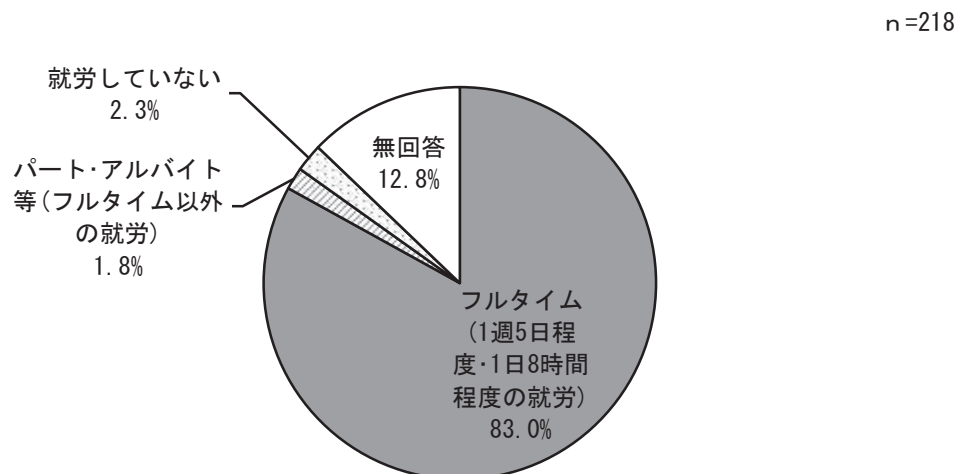
○母親の就労形態

母親の就労形態は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が62.4%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が20.6%、「就労していない」が10.1%となっています。



○父親の就労形態

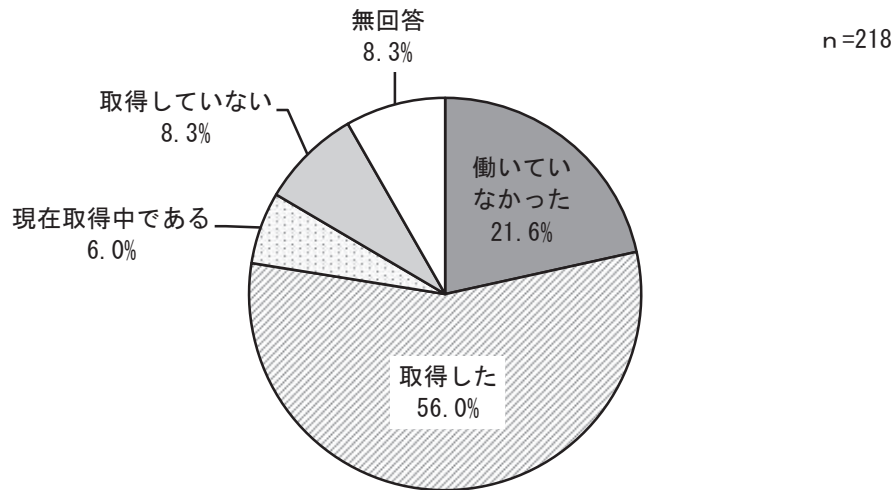
父親の就労形態は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が83.0%と最も多く、次いで「就労していない」が2.3%、「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が1.8%となっています。



⑦職場の両立支援について

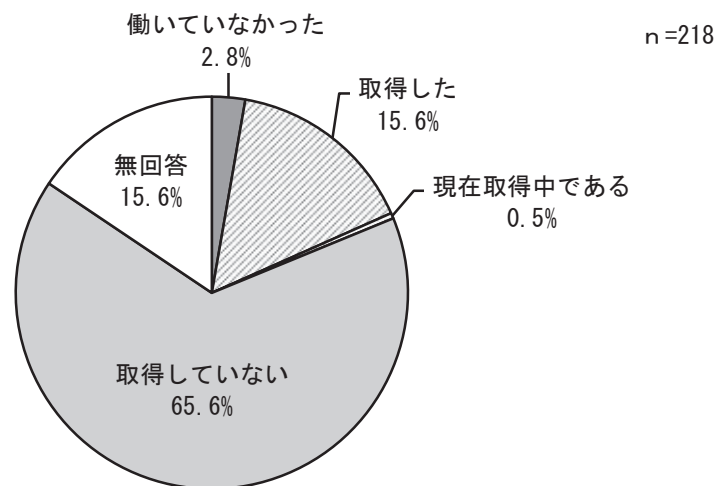
○母親の育児休業制度・短時間勤務制度の取得状況

母親の育児休業の取得状況は、「取得した」が56.0%と最も多く、次いで「働いていなかった」が21.6%、「取得していない」が8.3%となっています。



○父親の育児休業制度・短時間勤務制度の取得状況

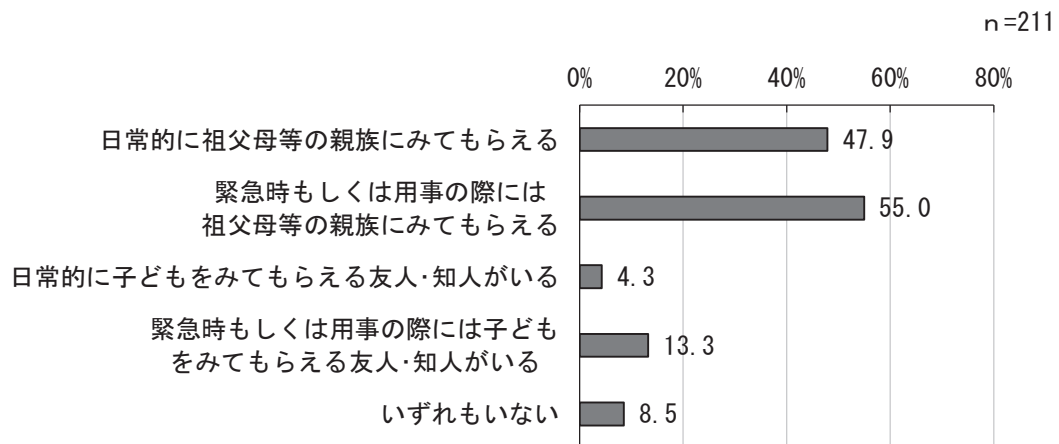
父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が65.6%と最も多く、次いで「取得した」が15.6%、「働いていなかった」が2.8%となっています。



⑧こどもの育ちを巡る環境について

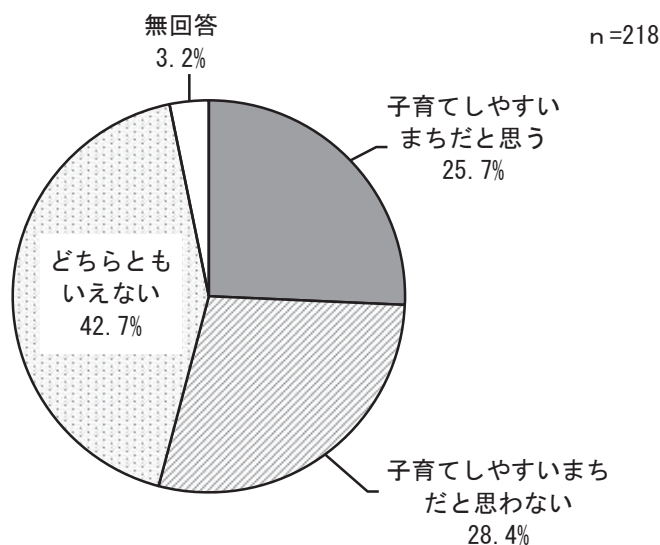
○お子さんをみてもらえる親族・知人

お子さんをみてもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 55.0%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 47.9%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 13.3%となっています。



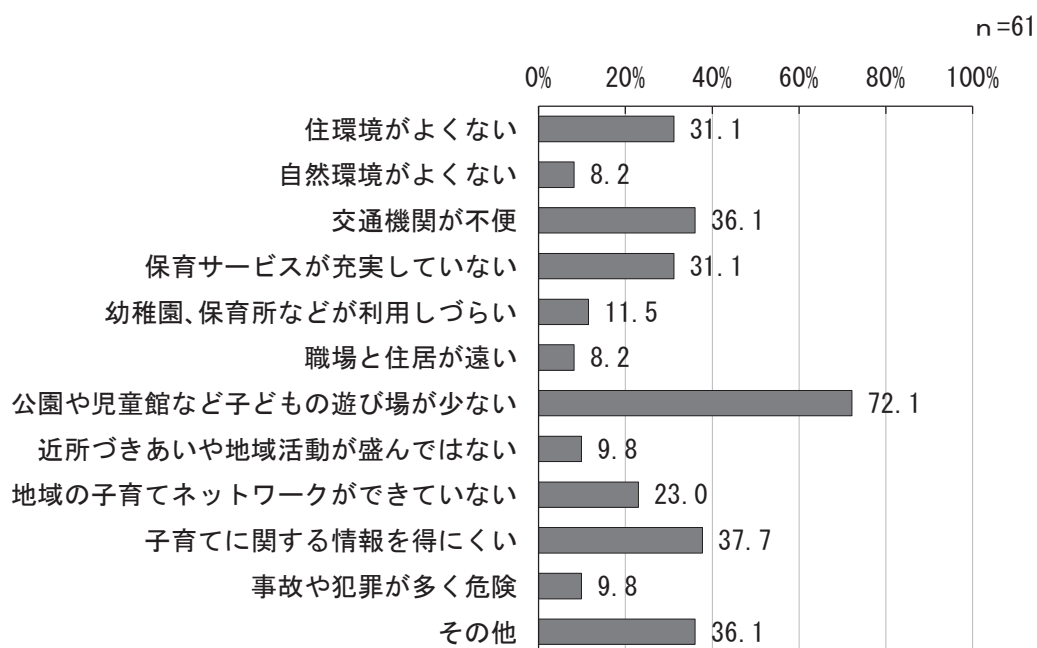
⑨須崎市の子育てのしやすさについて

須崎市は子育てしやすいまちだと思うかは、「どちらともいえない」が42.7%と最も多く、次いで「子育てしやすいまちだと思わない」が28.4%、「子育てしやすいまちだと思う」が25.7%となっています。



○須崎市が子育てしやすいまちだと思わない理由

子育てしやすいまちだと思わない理由は、「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」が72.1%と最も多く、次いで「子育てに関する情報を得にくい」が37.7%、「交通機関が不便」、「その他」がそれぞれ36.1%となっています。



4 須崎市のこども・子育て支援の課題

●「定期的な」教育・保育事業

「定期的な」教育・保育事業について、「認可保育所」を利用していると答えた就学前児童保護者は74.3%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が5.0%でした。「認可保育所」は45.9%、「認定こども園」は4.6%の方が平日の利用を希望していますが、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」は5.5%、「ファミリー・サポート・センター」は16.6%の方が利用を希望しています。

●「不定期な」教育・保育事業

不定期に利用したい一時預かり事業について、約5割の就学前児童保護者が「利用を希望しない」と答えていますが、その一方で、利用している事業の中では「一時預かり」が34.8%となっています。また、利用を希望しない理由としては「子どもの親、祖父母や親戚の人がみている」、「利用する必要がある（別の機関を利用している）」と答えた方が多くなっています。

小学生保護者では不定期な事業等について「利用を希望しない」と答えた方が8割近くを占めています。

●病児とその家族を支える事業

病児・病後児保育の利用意向では、「どちらともいえない」と答えた就学前児童保護者は過半数、「利用を希望する」と答えた方は12.8%でした。一方で、約3割の方が「利用を希望しない」と答えています。利用を希望しない理由としては、「親が仕事を休んでみている」が最も高くなっています。

小学生保護者では、こどもが病気等で学校を休んだ場合の対応として「親が仕事を休んでみている」と答えた方が最も多く、病児・病後児のための保育施設等について「利用を希望しない」と答えた方が多くなっていますが、一方で、8.8%の方が「病児保育事業」を利用したいと回答しています。

●放課後の過ごし方

放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについて、就学前児童保護者では、「放課後児童クラブ」が最も高く、小学生保護者では、1～3年生時は「自宅」、「放課後児童クラブ」、4～6年生時は「自宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が高くなっています。

●子育てと子育て環境

子育てしやすいまちだと思わない理由では、就学前児童・小学生保護者ともに、「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」と答えた方が多くなっています。

さらに、就学前児童保護者では「子育てに関する情報を得にくい」と答えた方が多く、小学生保護者では「交通機関が不便」と答えた方が多くなっています。

また、就学前児童保護者が本市の地域の子育て支援事業の中で利用したことがあるものとしては「子育て支援センター（はっぴいぽけっと、サンサンひろば）」が73.4%、次いで「赤ちゃん訪問」が62.4%となっています。聞いたことはあるが、利用したことはない事業として「病後児保育」、「ファミリー・サポート・センター」などの事業があります。

小学生保護者のこどもや子育てに関する相談先は、「配偶者・パートナー」が76.9%、「友人や知人」が68.9%と高くなっているのに対し、「民生委員・児童委員」や「市の子ども関連窓口（子育て支援課、学校教育課、健康課など）」などは非常に低くなっています。

第3章 計画の基本理念と基本的な視点

1 計画の基本理念

現代社会では、少子化や核家族化の進行、そして急速に変化する就労環境により、子育てに対して負担感や孤独感をかかえる親が増え、これがこどもの健全な成長にも少なからぬ影響を与えています。こうした状況の中で、こどもが健やかに成長できる環境を整えるためには、家庭や地域、学校、保育施設などがこどもの立場に立ち、こどもの権利を尊重した社会の構築が求められています。

加えて、現在の親やこれからこどもを産み育てる世代の親たちへの支援を強化し、地域全体で子育て支援を推進することが必要です。こども家庭庁は、「こどもまんなか」というスローガンのもと、こどもの意見を尊重し、その声を最優先に据えた施策を進めており、これにより社会全体で子育てを支える体制の整備を目指しています。

本市においては、第3期須崎市教育大綱に基本テーマとして掲げる「たくましく、心豊かな人づくり～人・もの・自然にやさしい人づくり～」を基本理念とし、22世紀の未来を生きるこどもたちが、どのような社会変革が起きても柔軟に対応する力と、どのような環境でも自ら目標を決め、実現に向かって進んでいける力を身につけられる環境づくりを推進します。

未来を生きるこども、それを支える大人たちも笑顔で輝き、こどもを産み育てたくなるまちづくりを目指し、家庭や地域、保育・教育関係機関が一体となるよう連携を強化し、市全体で「こどもまんなかすさき」政策を進めます。

【基本理念】



2 計画の基本目標

「第2期須崎市子ども・子育て支援事業計画」の基本計画を継承し、基本理念に基づいて計画を推進するための基本目標として、下記の3つを設定します。

【基本目標】

- ◆ 地域みんなで子育てを！
- ◆ こどもを産み育てたくなるまちへ！
- ◆ 育つ子と育てる親に夢と笑顔を！



3 施策体系

【施策体系】

1 ニーズに応じた子育ての支援

- (1) 教育・保育事業の充実
- (2) 子育て支援事業の充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子育てに伴う経済的負担の軽減

2 母親とこどもの健康確保及び増進

- (1) 妊娠・出産期における健康と安心の確保
- (2) 乳幼児期における健康と安心の確保

3 こどもの心身の健やかな成長の支援

- (1) 家庭の教育力の向上
- (2) 次世代の親の育成
- (3) 教育の充実
- (4) こどもが学ぶ地域づくり

4 子育てを支援する環境の整備

- (1) 子育てにやさしい環境の整備
- (2) 父親・母親の働き方の見直し、両立支援のための職場環境づくり
- (3) こどもの安全の確保

5 要保護児童等へのきめ細やかな取り組みの推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 障害のあるこどもへの支援の充実
- (3) ひとり親家庭の自立支援の充実
- (4) 経済的困難をかかえる家庭への支援

第4章 こども・子育ての環境整備

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を市内全域（1区域）に定めます。

2 教育・保育の事業量の確保方策

（1）前提となる事項

- ・本市に居住するこどもについて、「幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」と「人口推計」を踏まえて設定
- ・認定の区分に加え、0歳、1－2歳、3－5歳の3区分で設定

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3－5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3－5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0－2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 教育・保育の提供体制の確保方策及び確保内容

■教育

(単位：人／年)

		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		1号	2号※	合計	1号	2号※	合計	1号	2号※	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		11	0	11	10	0	10	10	0	10
(①のうち、他市町村の施設を利用)		10	0	10	9	0	9	10	0	10
②他市町村からの受入		0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策	幼稚園・ 認定こども園	-	-	1	-	-	1	-	-	0
	他市町村の施設	10	0	10	9	0	9	10	0	10
	③合計	-	-	11	-	-	10	-	-	10
③- (①+②)		-	-	0	-	-	0	-	-	0

		令和10年度			令和11年度		
		1号	2号※	合計	1号	2号※	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		9	0	9	9	0	9
(①のうち、他市町村の施設を利用)		9	0	9	9	0	9
②他市町村からの受入		0	0	0	0	0	0
確保方策	幼稚園・ 認定こども園	-	-	0	-	-	0
	他市町村の施設	9	0	9	9	0	9
	③合計	-	-	9	-	-	9
③- (①+②)		-	-	0	-	-	0

※2号：2号認定において、学校教育の利用希望が強いと想定される方

【教育の確保内容】

- ・現在、市内1か所（須崎幼稚園）で事業を実施しており、また、市外施設（土佐幼稚園）の利用も想定されることから、見込み量に対する確保は十分できていると考えられます。
- ・状況に応じて方向性を検討しながら、本市における幼児期教育の更なる充実・発展を目指します。

■保育

(単位：人／年)

		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		2号	3号			2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		242	32	61	70	231	29	58	67	217	26	55	63
(①のうち、他市町村の施設を利用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②他市町村からの受入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策	認可保育所	312	36	86	80	297	31	81	75	228	26	76	69
	認可外保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他市町村の施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	③合計	312	36	86	80	297	31	81	75	228	26	76	69
③－(①＋②)		70	4	25	10	66	2	23	8	11	0	21	6

		令和10年度				令和11年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		204	24	51	59	193	21	49	56
(①のうち、他市町村の施設を利用)		0	0	0	0	0	0	0	0
②他市町村からの受入		0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策	認可保育所	228	26	76	69	228	26	76	69
	認可外保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	他市町村の施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	③合計	228	26	76	69	228	26	76	69
③－(①＋②)		24	2	25	10	35	5	27	13

【保育の確保内容】

- ・現在、市内8か所（認可保育所：7か所、小規模保育所：1か所）で事業を実施しています。
- ・見込み量に対する確保は十分できていると考えられます。
- ・今後も状況に応じて方向性を検討しながら、保護者のニーズに沿った保育が提供できるよう努めます。

※教育・保育の一体的な提供について

- ・現在、市内では認定こども園の実施はありませんが、認定こども園への移行や整備については、地域性等を考慮しながら必要性について検討していきます。
- ・須崎市教育変革ビジョンに基づき、教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業の確保方策及び確保内容

(1) 地域子育て支援拠点事業の確保方策及び確保内容

乳児及びその保護者が相互の交流を行う場所に開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人回／月）		200	191	180	169	159
確保方策	②延べ人数 （人回／月）	200	191	180	169	159
	実施箇所数 （か所）	2	2	2	2	2
②－①		0	0	0	0	0

【確保内容】

- ・現在、市内2か所（はっぴいぽけっと、サンサンひろば）で事業を実施しています。
- ・見込み量に対する確保は十分できています。
- ・地域や関係機関と連携しながら、事業内容の充実を図り、利用者の拡大に努めます。

(2) 延長保育事業の確保方策及び確保内容

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

■延長保育事業

（単位：人／年）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		11	10	10	9	9
②確保方策		11	10	10	9	9
②－①		0	0	0	0	0

【確保内容】

- ・市内7か所の認可保育所で事業を実施しています。
- ・見込み量に対する確保は十分できていると考えられるため、引き続き現体制で事業を実施し、就労している保護者の多様なニーズに、柔軟に対応できるよう努めます。

（３）一時預かり事業の確保方策及び確保内容

家庭において保育を受けることが困難になった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■一時預かり事業（幼稚園）

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	434	414	390	366	346
②確保方策	434	414	390	366	346
②－①	0	0	0	0	0

【確保内容】

- ・現在、市内では事業を実施していません。
- ・現在は、市外の一時預かりを実施している幼稚園及び認定こども園を利用している児童のニーズのみ満たしている状況になっています。令和4年4月からは、市内幼稚園で幼稚園独自の事業として預かり等のサービスが実施されています。今後も保育所の一時預かり等の他サービスを活用しながら、保護者ニーズに対応できるよう支援します。

■一時預かり事業（その他）

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	410	410	389	365	353
②確保方策	410	410	389	365	353
②－①	0	0	0	0	0

【確保内容】

- ・現在、市内2か所（須崎保育園、おひさま保育園）で事業を実施しています。
- ・見込み量に対する確保は十分できていると考えられるため、引き続き現体制で事業を実施し、保護者の急な用事や体調不良等、様々な状況に柔軟に対応できるよう努めます。

（４）病児・病後児保育事業の確保方策及び確保内容

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

■病児・病後児保育事業

(単位:人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	12	12	12	12
②確保方策	12	12	12	12	12
②－①	0	0	0	0	0

【確保内容】

- ・現在、市内1か所（スマイルハウス）で病後児保育事業を実施しています。
- ・見込み量に対する確保は十分できていると考えられるため、引き続き現体制で事業を実施し、回復期にあるこどもが安心して保育を受けられるよう努めます。

（５）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の確保方策及び確保内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

■放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

(単位:人日/週)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【低学年】	小学1年生	43	34	35	31	36
	小学2年生	47	32	24	25	22
	小学3年生	46	40	27	21	22
	①合計	136	106	86	77	80
②確保方策【低学年】		136	106	86	77	80
③（②－①）		0	0	0	0	0
量の見込み 【高学年】	小学4年生	30	29	26	17	13
	小学5年生	28	20	20	18	12
	小学6年生	7	14	9	13	11
	④合計	65	63	55	48	36
⑤確保方策【高学年】		65	63	55	48	36
⑥（⑤－④）		0	0	0	0	0
③＋⑥		0	0	0	0	0

【確保内容】

- ・現在、市内の4か所の小学校で6か所の放課後児童クラブを実施しています。
- ・見込み量に対する確保は十分できていると考えられるため、引き続き現体制で事業を実施し、こどもが健全な放課後を過ごせるよう努めます。
- ・多様な居場所づくりの推進として、全てのこどもに安全・安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進するとともに、開設時間の延長についても必要に応じて検討します。

【放課後児童対策パッケージへの取組】

①本市における現状

ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○本市における、令和5（2023）年度の登録児童数は4月1日時点で207人、4小学校区（6施設）において、放課後児童クラブを実施しました。

イ 放課後子ども教室

○本市では、5つの小学校区で放課後子ども教室を実施しています。令和5（2023）年度は、5教室合わせて698回開催し、延べ参加者数は10,084人となっています。

②本市における行動計画

ア 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び確保方策

○前ページ（5）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の確保方策及び確保内容の「量の見込みと確保方策」参照。

イ 放課後子ども教室の実施計画

○放課後子ども教室と地域との連携を図り実施できるよう目指します。

ウ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

○余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用について、関係部署と連携を図ります。

○放課後子ども教室の実施にあたり、学校等との連携を図り、体育館及び校庭の一時利用について継続して実施します。

エ 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

○関係部署が情報共有し、密接な連携を図り、総合的な放課後対策について協議を行います。

（６）妊婦健診の確保方策及び確保内容

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。（※妊婦１人につき、１４回の受診が可能）

■妊婦健診

（単位：人回／年）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	770	728	686	644	616
②確保方策	770	728	686	644	616
②－①	0	0	0	0	0

【確保内容】

- ・現在、市内に分娩施設はなく、市外の医療機関で健診は実施されています。
- ・見込み量に対する確保は十分できていると考えられるため、引き続き、母子健康手帳交付時に１４回分の受診券を配布し、現体制で事業を実施するとともに、妊娠届の早期届出の推進と受診率向上に努めます。
- ・今後はさらに、ハイリスク妊婦への支援を強化するため、母子健康手帳交付時から状況把握に努め、妊婦健診を通して関係性の構築を図り、出生後も継続して関わりが持てるような体制づくりに重点を置きます。

（７）乳児家庭全戸訪問事業の確保方策及び確保内容

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業

（単位：人／年）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	55	52	49	46	44
②確保方策	55	52	49	46	44
②－①	0	0	0	0	0

【確保内容】

- ・現在、保健師６人で訪問を実施しています。
- ・見込み量に対する確保は十分できていると考えられるため、引き続き現体制で事業（「こんにちは赤ちゃん」事業）を実施し、訪問率１００％と全乳児の状況把握に努めます。

（８）養育支援訪問事業の確保方策及び確保内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■養育支援訪問事業

（単位：人／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	144	141	137	133	129
②確保方策	144	141	137	133	129
②－①	0	0	0	0	0

【確保内容】

- ・現在、養育に関する相談対応を実施しています。
- ・見込み量に対する確保は十分できていると考えられるため、引き続き現体制で相談対応を実施します。
- ・支援の必要な家庭について早期にケース検討会を開き、チーム体制での支援に努めます。

（９）子育て短期支援事業の確保方策及び確保内容

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

短期支援事業の種類としては、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）や、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

■子育て短期支援事業

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	6	5	5	5
②確保方策	6	6	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0

【確保内容】

- ・現在、市外3か所でショートステイ事業を実施しています。
- ・見込み量に対する確保は十分できていると考えられるため、引き続き現体制で事業を実施します。
- ・今後は、制度と相談窓口の周知を図り、子育てが一時的に困難になった家庭からの申請に対し、円滑な利用ができるよう受入先との連携を密にし、児童の適切な保護に努めます。

(10) 利用者支援事業

子育て世代包括支援センターの確保方策及び確保内容

母親が不安感をかかえやすい妊婦・出産・育児期の支援の強化を図るため、子育て世代包括支援センターを設置しています。

専任の母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦等のニーズに合った切れ目のない支援を行います。また、助産師による相談や訪問も行います。

■子育て世代包括支援センター事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人回／年）		102	102	95	88	80
確保方策	②延べ人数（人回／年）	102	102	95	88	80
	実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

【確保内容】

- ・子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健コーディネーターとして保健師を専任で配置し、妊産婦の相談支援業務を実施しています。
- ・妊娠出産期の相談をワンストップで行い母親のニーズに合ったきめ細やかな支援を行います。
- ・全ての妊産婦の状況を把握し、要支援者にはサポートプランを作成します。

(11) ファミリー・サポート・センター事業の確保方策及び確保内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

■ファミリー・サポート・センター事業

(単位:人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	3	3
②確保方策	4	4	4	3	3
②-①	0	0	0	0	0

【確保内容】

- ・利用会員並びに協力会員数の増加に努め、組織規模を拡大し、支援内容の周知を図り、利用しやすい提供体制を整えます。

(12) その他、本計画では実施を見込まない事業**◆実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

⇒本計画においては事業を実施しません。

今後、本事業の要望が高まるようであれば、改めて検討します。

◆多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

⇒本計画においては事業を実施しません。

(13) 子育て世帯訪問支援事業【新規】の確保方策及び確保内容

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦など（支援を要するヤングケアラー含む）の対象に対して訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助などを行います。

■子育て世帯訪問支援事業

(単位：人／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	3	3
②確保方策	4	4	4	3	3
②－①	0	0	0	0	0

【確保内容】

- ・家事・子育て等に対して不安・負担をかかえた子育て世帯や妊産婦等の家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

(14) 妊婦等包括相談支援事業【新規】の確保方策及び確保内容

伴走型相談支援として、主に妊婦やその配偶者などに対して面談や家庭訪問を行うことにより情報提供や相談などを行うことで、様々なニーズの把握や必要な支援へとつなげていきます。

■妊婦等包括相談支援事業

(単位：回／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	216	204	195	183	177
②確保方策	216	204	195	183	177
②－①	0	0	0	0	0

【確保内容】

- ・全ての妊産婦家庭に対して、妊娠届出時、妊娠後期、出産後に面談やアンケート等を通じて相談に応じ、出産・育児等の見通しを立て、様々な不安が解消できるよう必要な各種サービスのご案内をするなど、各家庭のニーズに応じた必要な支援につなぎます。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】の確保方策及び確保内容

0歳6か月～2歳児が保護者の就労要件を問わず、保育所などで月一定時間までの利用可能枠の中で保育を受けられる制度です。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（単位：人／日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	3	3	3	3
②確保方策	-	3	3	3	3
②－①	-	0	0	0	0

【確保内容】

- ・令和8年度の実施に向けて、実施場所等の検討を行っていきます。

(16) 産後ケア事業【新規】の確保方策及び確保内容

退院直後の母子に対して心のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を構築します。

■産後ケア事業

（単位：人／日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	145	138	130	122	116
②確保方策	145	138	130	122	116
②－①	0	0	0	0	0

【確保内容】

- ・退院直後より、産後うつ予防や産後のスムーズな育児の導入、心身の休息につなげられるよう、産後ケア宿泊型の利用支援を積極的に実施します。
- ・事業の利用にあたり、本人の費用負担の軽減と利用施設数を増やすことで、産後も安心して子育てができる支援体制の構築を進めます。

第5章 施策の展開

1 ニーズに応じた子育ての支援

少子化や核家族化が進行する中で、子育て家庭への支援の重要性がますます高まっています。利用者の生活状況や就労状況を考慮した支援体制の構築が急務となっており、多様なニーズに対応した、全ての住民が利用しやすいサービスの提供に努めるとともに、子育て支援のネットワークを強化し、保護者の不安や負担を軽減するための取組を推進します。

(1) 教育・保育事業の充実

⇒P32・33に掲載

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方針
幼稚園 【子ども・子育て支援給付】	私立：1園	令和7年度は4歳児及び5歳児のみの募集、令和8年度は5歳児のみの募集がされる予定です。 【子ども・子育て支援課】
保育所 【子ども・子育て支援給付】	公立：2園 私立：7園	状況に応じて方針を検討しながら、保護者のニーズに沿った保育が提供できるよう努めます。 【子ども・子育て支援課】
認定こども園 【子ども・子育て支援給付】	未実施	現在、市内では事業を実施していません。 今後状況に応じて検討します。 【子ども・子育て支援課】

(2) 子育て支援事業の充実

⇒P34～43に掲載

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方針
病後児保育（施設型） 【地域子ども・子育て支援事業】	1か所	回復期にあるこどもが安心して保育を受けられるよう努めます。 病児保育については、今後状況に応じて検討します。 【子ども・子育て支援課】
一時預かり保育 【地域子ども・子育て支援事業】	2か所	保育所での一時預かりについては、保護者の急な用事や体調不良等、様々な状況に柔軟に対応できるよう努めます。 幼稚園での預かり保育については、今後状況に応じて検討します。また、土日祝日の事業について検討します。 【子ども・子育て支援課】
特定保育	—	一時預かりにて対応していきます。 【子ども・子育て支援課】
子育て短期支援 【地域子ども・子育て支援事業】	3か所 (市外)	子育てが一時的に困難になった家庭からの申請に対し、円滑な利用ができるよう受入先との連携を密にし、児童の適切な保護に努めるとともに、母子、父子で利用できるように体制を構築します。 【子ども・子育て支援課】

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方向性
地域子育て支援センター 【地域子ども・子育て支援事業】	2か所	引き続き、2か所体制での実施を継続します。 【子ども・子育て支援課】
ファミリー・サポート・センター 【地域子ども・子育て支援事業】	1か所	ファミリーサポートセンターすさきの会員募集の広報を継続的に行い、おねがい会員とまかせて会員の双方が安心して利用できる環境を整えます。 【子ども・子育て支援課】
放課後児童健全育成 【地域子ども・子育て支援事業】	6か所	引き続き放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施します。 実施にあたっては、「放課後児童対策パッケージ」に基づき、こどもが健全な放課後を過ごせるよう努めます。 【子ども・子育て支援課】
放課後児童対策パッケージ		地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施については、子ども・子育て支援会議等を通じて検討します。 小学校に就学している全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努め、放課後児童クラブ及び地区住民等の協力を得ながら、学習や体験・交流活動などを、公民館や小学校を利用して、実施します。 【子ども・子育て支援課】
つどいの広場	未実施	地域子育て支援センターで対応し、こどもや保護者が交流できる場の提供を進めていきます。 【子ども・子育て支援課】
延長保育 【地域子ども・子育て支援事業】	9か所	就労している保護者の多様なニーズに、柔軟に対応できるよう努めます。 【子ども・子育て支援課】
休日保育	土曜集合保育 1か所	おひさま保育園で土曜集合保育の実施を継続し、保護者の多様なニーズに、柔軟に対応できるよう努めます。 【子ども・子育て支援課】
夜間保育	未実施	延長保育で対応していきます。 【子ども・子育て支援課】
障害児保育	実施	入所希望があれば、全ての保育所において受入れを実施します。 【子ども・子育て支援課】
乳児保育 【地域子ども・子育て支援事業】	2か所	就労している保護者の多様なニーズに、柔軟に対応できるよう、市内2園での事業を継続して実施します。 【子ども・子育て支援課】
保育士等の研修の充実	実施	保育士の資質向上のため、研修等の更なる充実を図ります。また、保育士が参加しやすいよう、実施日程等の調整を行います。 【子ども・子育て支援課】
子育て世帯訪問支援 【新規】	未実施	対象となる世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助などを行います。 【子ども・子育て支援課】
乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）【新規】	未実施	令和8年度からの実施に向けて、準備・検討を進めていきます。 【子ども・子育て支援課】

（３）子育て支援のネットワークづくり

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方針
子育て支援ネットワークの形成	実施	地域の子育てボランティアの協力を得ながら、子育て支援センターで一時預かりを実施することにより、母親が息抜きできる時間をつくり、子育ての負担の軽減を図ります。 【子ども・子育て支援課】
子育てサークル支援	未実施	保健師や家庭児童相談員の協力を得ながら、保護者の子育てに関する様々な相談等に対応し、不安解消に努めていきます。 【子ども・子育て支援課】
子育て親子の交流の促進	実施	転入親子や子育てに不安を持つ母親に対して、子育て支援センターの利用を促し、子育て支援を実施します。また、保護者の方が参加しやすいように子育て講演会などを計画します。 【子ども・子育て支援課】
相談体制の充実	実施	ネットワークを構築し、組織的な相談体制の充実を目指しながら、子育てに関する様々な相談における個別対応や、必要時に関係機関と連携して実施する支援の強化を図ります。あわせて、母子保健機能と児童福祉機能が一体となったこども家庭センターの設置を検討します。 【子ども・子育て支援課】

（４）子育てに伴う経済的負担の軽減

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方針
子育て支援金	実施	こどもを安心して産み育てることのできる環境づくりを支援していきます。 【子ども・子育て支援課】
保育料の軽減	実施	多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、18歳未満の第2子以降の保育料免除（完納条件あり）を行います。 【子ども・子育て支援課】
児童手当	実施	18歳に到達する年度末までのこどもを養育している方を対象に、偶数月に児童手当を支給します。 【子ども・子育て支援課】
子育て医療応援事業	実施	0歳児から18歳に到達する年度末までの児童に対して、医療費の全額助成を実施します。 【子ども・子育て支援課】
未熟児養育医療費助成事業	実施	乳幼児の健康を確保するため、特に未熟児医療の助成を実施します。 【子ども・子育て支援課】
重度心身障害児医療費助成事業	実施	県内在住で医療保険に加入しており、重度心身障害のある人の医療費に係る保険給付の自己負担分について、助成を実施します。 【福祉事務所】
特別児童扶養手当	実施	身体又は精神に障害のある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に対し、経済的な負担を軽減するための支援を実施します。（所得が一定額以上の時は支給されない場合があります。） 【福祉事務所】

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方針
障害児福祉手当	実施	日常生活において、常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人に対し、経済的な負担軽減のための支給を実施します。 【福祉事務所】
高知県重度心身障害児療育手当	実施	身体又は精神に障害のある18歳未満の児童を自宅で養育している保護者に対し、経済的負担軽減のための助成を実施します。 【福祉事務所】
児童扶養手当	実施	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進、こどもの福祉の増進を図るため、奇数月に支給を実施します。 【子ども・子育て支援課】
ひとり親家庭医療費助成事業	実施	ひとり親家庭への医療助成として実施し、ひとり親家庭等が安定した生活を送れるよう取り組みます。 【子ども・子育て支援課】

2 母親とこどもの健康確保及び増進

母親が妊娠から出産、育児まで安心して過ごせるよう、保健師や助産師による訪問支援を行うほか、妊婦向けの教室や離乳食に関する講習会を開催するなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施します。また、こどもが健やかに成長できるよう、定期的な健康診査や予防接種の体制を整えるなど、各種保健事業の充実を図ります。

(1) 妊娠・出産期における健康と安心の確保

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方針
不妊治療費の助成	実施	こどもを産み育てたいと願う夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。特定不妊治療に加え、一般不妊治療も助成の対象とします。 【健康推進課】
母子健康手帳の交付（交付時の面談）	実施	妊娠の早期の届出を推進するとともに、それぞれの身体、精神状況やサポートの有無を確認するため、母子健康手帳の交付時に、保健師による面接を実施することに加え、8か月アンケートを実施することにより、安心して出産にのぞめるように支援します。また、早期に支援が開始できるように保健師、助産師と妊婦検討会を継続実施し、支援の優先順位や方向性の共有を行います。 【健康推進課】
妊婦健診の推進	実施	14回の妊婦健診の受診券を発行し、妊婦の心身の健康状態を確認しています。必要に応じて、医療機関とも連携した支援を行います。また、交通費の助成を実施します。 【健康推進課】

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方向性
家庭訪問 (ハイリスク妊婦訪問)	実施	母子健康手帳交付時の保健師による面接やその後の支援において、心配がある妊婦を含め全ての妊婦に対して、訪問等を行います。 また、必要に応じてサポートプランを作成し、医療機関と連携して、助産師と共に個別支援を行うなど、安全なお産を目指します。 出産後も継続して関わり、特に支援が必要な状況を見逃さないよう努めるとともに、定期的に助産師を交えた支援検討会を行い、支援の方向性の確認をします。 【健康推進課】
妊婦教室（プレママ・プレパパ教室） 【地域子ども・子育て支援事業】	実施	産後の育児が順調に経過するよう夫婦に限らず、親族や上の児を連れての参加を可能とした教室スタイルを継続することで、妊娠、出産に必要な知識や技術の取得、産後うつ予防、発達を促す児への関わり、父親の積極的な育児参加がこどもの自己肯定感を育むことにつながる重要な役割があることなどを啓発し、出産後の生活のイメージをつくります。また、妊婦同士のつながりをつくることで、子育てを楽しめる環境づくりの支援を行います。 【健康推進課】
産婦健診の推進	実施	産後うつの予防や新生児への虐待防止等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用の助成に努めるとともに、産後2週間、産後1か月に健診を受け、支援が必要なケースは医療機関からの情報提供をもとに、速やかに助産師や保健師の訪問を開始し、産後ケアにつなげるなどの早期対応を行います。 【健康推進課】
産後ケア事業	実施	産後うつ予防、産後のスムーズな育児の導入、心身の休息など幅広い効果が見込める産後ケア宿泊型の支援を、退院直後の利用につながるよう積極的に推奨するとともに、退院直後の母子に対して心のケアや育児サポート等を行い、本人の費用負担の軽減と利用施設数を増やすことで、産後も安心して子育てができる支援体制を構築します。 また産前産後ヘルパー事業やママカフェなどの取組を継続することで、育児負担の軽減や母親同士の交流を図り、孤立の予防に努めます。 【健康推進課】
妊婦等包括相談支援 【新規】	未実施	令和7年度より面談や家庭訪問を行い、様々なニーズの把握や必要な支援へとつなげていきます。 【健康推進課】

（２）乳幼児期における健康と安心の確保

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方向性
家庭訪問（乳幼児訪問） 【地域子ども・子育て支援事業】	実施	産後早期に助産師が、生後2か月までの乳児のいる全家庭を保健師が訪問し、発達の確認を行い子育ての不安に寄り添うことで、育児不安の軽減や安心して子育てができる支援を行うとともに、乳児への虐待を防ぎます。 【健康推進課】

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方向性
離乳食講習会	実施	離乳食開始前の3～5か月児の保護者に対して実施し、開催時間を参加しやすく設定するなど、利用しやすい体制を継続していきます。また、乳児健診、育児相談にあわせて離乳食相談を実施し、離乳食開始後の支援として、アレルギー食への対応や、離乳食中期以降の魚や肉、卵を使う時の工夫など、ニーズに応じた指導・アドバイスをを行います。 【健康推進課】
育児相談	3か所	出生の状況に合わせて子育て支援センター、浦ノ内地区、吾桑地区において育児相談を実施します。 地域の子育て経験者（ママサポート隊）による支援体制づくりを推進し、子育て中の方が利用しやすい場所を目指します。 【健康推進課】
母乳相談	実施	母乳量やミルクの量、断乳や卒乳、母乳分泌の確認や相談について、助産師が対応し、具体的なアドバイスを行います。市内で唯一母乳について相談できる場所であることから、今後も実施・継続に努めます。 【健康推進課】
乳幼児健診	実施	それぞれの年代に応じた発育・発達について、医師、歯科医師、言語聴覚士（3歳児健診のみ）等で確認します。 健診後は必要に応じて、保育園・幼稚園・子育て支援センター・医療・関係機関等と連携して支援します。 【健康推進課】
予防接種	実施	予防接種が受けやすい体制づくりを進めるとともに、育児相談、健診、就学前健診等で予防接種の必要性を伝え、定期的に接種勧奨を行います。 里帰りしている乳児についても、償還払いにより予防接種を実施します。 【健康推進課】
歯科保健	実施	1歳6か月児健診、3歳児健診でのフッ素塗布を継続し、全ての保育園でフッ素洗口を実施します。また、むし歯が一人で5本以上あるハイリスク児への支援を行います。 【健康推進課】
乳幼児医療費助成 未熟児養育医療費助成	実施	全ての乳幼児が等しく医療を受けられるよう、助成を実施し、乳幼児の健康を確保します。 【子ども・子育て支援課】

3 こどもの心身の健やかな成長の支援

こどもたちが将来に向けて必要な力を養い、次世代を担う大人として成長するための支援の取組を推進します。児童生徒一人ひとりの特性に応じた丁寧な教育を提供するとともに、地域の関係機関との協力を深め、地域全体での教育活動を充実させることで、こどもの人間性や社会性を育んでいきます。

（１）家庭の教育力の向上

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方角性
家庭の教育力の向上	実施	「須崎市保幼小連携プログラム」の実施や、「生活アップカード」を活用した取組等を通して、園や学校、家庭で基本的生活習慣を身につけさせることの重要性を周知します。 須崎市教育変革ビジョン Make “IT” Fun の取組を進めていきます。 【学校教育課】
家庭教育への支援の充実	実施	家庭はこどもがしつけや基本的生活習慣、モラルを身につける教育の場であることを重視し、保護者がその役割と責務を自覚するきっかけとなるよう、学習機会の提供を図るとともに、保護者の育児・子育て不安等に対しては、電話相談やカウンセリング等の相談事業、家庭訪問事業で対応していきます。あわせて、学校や関係機関と協力しながら、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者の支援を行います。 【学校教育課】

（２）次世代の親の育成

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方角性
乳幼児とのふれあい	実施	学校教育の中で、命の教室、ふれあい体験学習等、地域の妊婦や赤ちゃんに参加してもらって授業を行い、乳幼児とのふれあいを実施します。不登校生徒については、養護教諭への聞き取り等不登校の現状把握をした上で、対応を検討していきます。 【健康推進課】
思春期保健対策の充実	実施	子ども・子育て支援課・健康推進課・学校教育課が連携し、こどもたちの「生きる力を育む教育」を推進していくため、「須崎市保幼小連携プログラム」の活用や「地域ぐるみ教育」の研修会等で、保・幼・小・中と地域・保護者が連携した取組を推進します。また、他者との適切な人間関係を築き、自らが意思決定する力をつけたり、トラブルに巻き込まれた際などに相談したりできるよう啓発を行うなど、今後も継続して取組を推進します。 【健康推進課、学校教育課、子ども・子育て支援課】

（３）教育の充実

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方角性
学校教育の推進と充実	実施	中学校区での「地域ぐるみの教育」を推進するとともに、教職員全員を対象とした研修を実施し、保・幼・小・中の連携の強化を図ります。 【学校教育課】

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方針
教育環境の整備・充実	実施	学校の適正規模を確保するための小中学校の統合を進めるにあたり、随時、統合準備委員会を開催し、必要事項の決定を行うとともに、朝ヶ丘中学校と須崎中学校の大規模改造工事や、給食センターの建築工事を引き続き実施します。 【学校教育課】
教育相談	実施	特別な支援を必要とする幼児児童生徒やその保護者に対し、適切な就学や進路選択が円滑に行われるよう教育相談を実施し、幼児児童生徒の望ましい成長・発達を図ります。 【学校教育課】
障害児教育の充実	実施	県立特別支援学校・教育事務所と連携しながら、特別支援学級等サポート事業や巡回相談員派遣事業を実施し、指導方法・内容の工夫改善及び担当教員等の専門性の向上を図ります。さらに、県の実施する自閉症・情緒障害サポート事業や外部専門家を活用した支援体制充実事業等を積極的に活用し、特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの特性・教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援の充実に努めます。 【学校教育課】

（４）こどもが学ぶ地域づくり

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方針
地域を活かした教育	実施	保・幼・小・中と家庭・地域が連携した「地域ぐるみ教育」を実施し、中学校区ごとに地域と一体となった取組を推進します。 【学校教育課】
職業体験教育	実施	中学校版では「職業体験」であることをより一層意識づけた『わくわくチャレンジ』を目指します。小学校版は中学校を見すえ、連携のとれた活動の充実を図ります。 『わくわくチャレンジ』での体験活動については、小学校、中学校共にキャリア教育の一環として位置付け、内容を精選しながら取り組みます。 【学校教育課】
生涯スポーツ・文化活動	実施	須崎市体育協会、スポーツクラブ、市民文化会館等と連携しながら、スポーツや文化に親しむことができる環境づくりを推進します。 また、こどもを対象としたスポーツ及び文化イベント等を開催し、様々な体験ができるよう努めます。 【文化スポーツ・観光課】
部活動への地域人材の活用	実施	中学校の部活動において、専門的な指導が受けられる環境をつくるため、地域の人材の活用を継続しながら、文化スポーツ観光課と連携して、部活動の地域連携・地域移行について検討していきます。 【学校教育課】
公民館活動	実施	地域自主組織の立ち上げや育成に取り組み、保育園や学校、地域団体と連携をとりながら、各々の地域の特色を生かした社会教育活動、こどもの居場所づくりを推進します。 【生涯学習課】

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方針
図書館活動	実施	関係機関と連携しながら施設の維持管理、資料の充実に取り組み、いつでもどこでも本に親しむことのできる環境づくりを推進します。また、新たな図書館等複合施設の建設により、図書館機能の充実を図り、施設内にキッズスペースを設け、子どもたちが遊びながら本に触れられる環境を整備するとともに、読み聞かせや子ども司書事業を継続し、図書館関連イベントを実施するなど、市民がボランティアとして施設運営に参画できる体制づくりを目指します。 【生涯学習課】

4 子育てを支援する環境の整備

公共施設や公園などの整備・改善に努めるとともに、災害、交通事故、犯罪から子どもたちを守るための対策を強化し、親子が共に安心できる安全な環境づくりを推進します。また、子育てに関する情報発信や、仕事と子育ての両立を支援する施策を充実させ、子育てがしやすいまちづくりの実現を目指します。

(1) 子育てにやさしい環境の整備

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方針
公共施設の整備	未実施	公共施設の設備において、子育てを視野に入れたバリアフリー化の推進に努めます。 【子ども・子育て支援課、住宅・建築課】
情報提供体制の整備	実施	広報やホームページに加え、母子手帳アプリを活用し、子育て支援サービス情報を積極的に発信し、子育て世代向けの事業への参加を促していきます。 【健康推進課、子ども・子育て支援課】
子育て情報誌の発行	実施	保護者のニーズを聞きながら内容の充実を図り、子育て支援センターにおいて、子育て支援サービス等の情報発信を行っています。 【子ども・子育て支援課】
公園等遊び場の整備	実施	老朽化した遊具の撤去や新設、また、既設遊具の点検や修繕を実施するとともに、植栽の手入れ等を行い、子育て家庭が訪れやすい公園の環境整備に努めます。 【建設課】
子育て世帯新築住宅取得奨励金	未実施	子育て世帯が市内で住宅を新築した場合に、新生活を応援するための奨励金を給付します。 【企画課】
放課後等子どもの居場所づくり事業	未実施	地域の課題に対応し、子育て家庭の就労を支援するため、放課後等のこどもの居場所づくりに努めます。 【子ども・子育て支援課】

（２）父親・母親の働き方の見直し、両立支援のための職場環境づくり

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方向性
育児休業制度の普及啓発	実施	国や県の広報に調和し、啓発を行うとともに、保育の必要性を点数化し、育児休業期間終了の1か月前の保育所入所を実施します。 【子ども・子育て支援課・人権交流センター】
看護休暇制度の普及啓発	実施	国や県の広報に調和し、啓発を行うとともに、保育所入所が円滑にできるよう努めます。 【子ども・子育て支援課・人権交流センター】
男女共同参画	実施	国や県の広報に調和し、啓発を行います。 【人権交流センター】
父親の育児参加の促進	実施	母親だけに負担がかからないよう、社会的にも父親が子育てできる体制づくりに努めます。 父親の育児状況や思いについて把握し、状況に応じ父親教室の開催や、プレママ・プレパパ教室での子育てに関する講座の開催、訪問による個別の実技指導を継続して実施します。 【健康推進課・子ども・子育て支援課、人権交流センター】

（３）こどもの安全の確保

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方向性
通学路の整備	実施	こどもが安心して通学できるよう、通学路安全対策連絡協議会で通学路の安全点検を実施します。整備を要する場所は道路管理者に要望し、交通規制を要する場合は警察と連携して、対応可能な箇所から改善していきます。 【学校教育課】
交通安全教室	実施	保育園、幼稚園、小中学校で交通安全教室を実施し、年齢に応じた正しいマナーとルールを学べる体制を維持していきます。また、保護者にも各種交通安全運動への積極的な参加を促し、交通安全意識の高揚を図ります。 【総務課】
防犯体制の整備	実施	こどもが犯罪に巻き込まれないよう、学校・保護者・関係機関等の連携のもと、青少年育成市民会議及び各青少年を育てる会や、スクールガードリーダー、青色パトロールでの巡回を実施するなど、地域ぐるみでこどもを見守る安全体制の整備を推進します。また、こどもに危機予測能力、危機回避能力を身につけさせるために防犯教室等を実施します。 【青少年育成センター、学校教育課】
被害にあったこどもの保護	実施	関係機関と連携し、取り組みます。 【青少年育成センター】

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方向性
防災対策の充実	実施	近い将来発生が予測される南海トラフ地震や、それに伴う津波への対策として、住宅の耐震化をはじめ、ブロック塀の改修や危険な空き家の除却を推進し、こどもの通学路の安全を確保することで、安心して暮らせる環境整備を進めます。また、災害に適切に対応できる能力を養うため、児童と生徒の年齢や能力に応じた防災学習を実施し、災害に関する基礎知識の付与や防災意識の向上に努めます。さらに、自主防災組織が行う訓練等への積極的な参加を促し、地域における防災活動への理解と協力を深めていきます。 【防災課】

5 要保護児童等へのきめ細やかな取り組みの推進

支援が特に必要な子どもやひとり親家庭、障害を持つ子どもに対して、保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化し、きめ細やかな支援を行います。また、全ての子育て家庭が安心して暮らせる環境を整えるために、教職員の専門性を高め、相談支援体制を更に充実させ、地域社会全体で支え合う仕組みづくりに努めます。

（１）児童虐待防止対策の充実

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方向性
児童虐待防止対策	実施	児童虐待防止のために、各関係機関が必要な支援を組織的かつ迅速に行えるよう、「須崎市子どもを守る地域ネットワーク」の機能の更なる強化を図ります。また、代表者会議（年1回）、実務者会議（年3回）、個別支援会議（ケースに応じて随時）を実施し、各関係機関の情報共有とそれぞれの役割の確認を行い、効果的な支援に努めます。 【子ども・子育て支援課】

（２）障害のある子どもへの支援の充実

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方向性
障害児保育 ※再掲※	実施	入所希望があれば、全ての保育所において受入れを実施します。 【子ども・子育て支援課】
障害児教育の充実 ※再掲※	実施	県の実施する自閉症・情緒障害サポート事業や外部専門家を活用した支援体制充実事業等を積極的に活用し、特別な支援を必要とする児童生徒へ一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援の充実を図ります。 【学校教育課】
須崎市福祉年金	実施	保健、医療、福祉関係機関等において連携を図り、相談支援体制の更なる充実に努めます。 【福祉事務所】
特別児童扶養手当 ※再掲※	実施	

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方性
重度心身障害児医療費助成事業 ※再掲※	実施	保健、医療、福祉関係機関等において連携を図り、相談支援体制の更なる充実に努めます。 【福祉事務所】
障害児福祉手当 ※再掲※	実施	
高知県重度心身障害児療育手当 ※再掲※	実施	
高知県心身障害者扶養共済制度	実施	
特別支援教育就学奨励費	実施	特別支援学級在籍児童生徒等を対象に実施していきます。 【学校教育課】

（３）ひとり親家庭の自立支援の充実

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方性
ひとり親家庭医療費助成事業 ※再掲※	実施	ひとり親家庭等が安定した生活を送れるよう、各事業に取り組んでいきます。 【子ども・子育て支援課】
児童扶養手当 ※再掲※	実施	
母子自立等支援教育訓練給付	実施	
母子・父子・寡婦貸付制度	実施	

（４）経済的困難をかかえる家庭への支援

具体的な事業	現状	令和7～11年度の方性
生活困窮者の自立支援	実施	生活に困窮している方がかかえる複合的な課題に応じた、個別で継続的な相談支援を行う窓口として総合相談センター「ほっと」を設置し、状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を実施します。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携の推進を図ります。 【福祉事務所】
就学援助	実施	経済的に困窮している小中学生の保護者に対して学用品などの費用を援助します。 【学校教育課】

第6章 推進体制

1 計画の推進に向けて

(1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

(2) 関係機関の連携会議の開催

本計画の推進は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等、幅広い分野にわたっています。それぞれのこどもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、各種支援に関わる関係機関（幼稚園、保育所、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、児童相談所、医療機関、教育機関等）と様々な連携会議を開催し、各機関における課題等について議論し、共有します。また、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ります。

さらに、保護者が必要とする時に必要な支援を利用できるよう、次に掲げる事業を実施します。

①利用者支援事業

専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行います。

②地域子育て支援拠点事業

保護者の子育てに対する不安を和らげ、男女共に保護者がしっかりとこどもと向き合い、子育てができるよう、必要に応じ関係機関の協力を得て、休日の育児参加促進に関する講習会を実施します。

③子育て援助活動支援事業

地域子育て支援拠点等との連携強化を図り、見守り支援や、事故防止に関する講習等を実施します。

2 計画の進捗状況の把握

本計画の実現のためには、計画に即した事業が円滑に実施されるように管理するとともに、実効性を確保するため、計画の毎年度の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

そのため、計画の進捗管理・評価にあたっては、「須崎市子ども・子育て支援会議」において進捗状況の把握・点検を行うこととし、必要に応じて、適時、取組の見直しを行っていくとともに、本市としてその結果を公表していきます。

参考資料

須崎市子ども・子育て支援会議条例

平成25年12月19日

須崎市条例第33号

改正 平成28年3月17日条例第5号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、須崎市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務に関する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 支援会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議は、会長が招集する。

- 2 支援会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 支援会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決する

ところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 支援会議の庶務は、子ども・子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

- 2 須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例（昭和47年須崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月17日条例第5号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

こどもまんなかすさき
すさきっこ☆うきうきプラン
第3期須崎市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

発行：須崎市

編集：須崎市教育委員会 子ども・子育て支援課

〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号

T E L 0889-42-1229

F A X 0889-42-1190

